

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病に関するシンポジウム

ハンセン病に関する患者・元患者・その家族が
おかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動

* 報 告 書 *



人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

◆ ◇ ◆ ◇ 目 次 ◇ ◆ ◇ ◆

本シンポジウムの目的	2
実施結果概要	3
プログラム	4
会場風景	5
主催者挨拶	7
登壇者プロフィール	8
登壇者資料	14
内容紹介	
基調講演	31
基調報告／パネルディスカッション	32
朗読・トークショー	36
パネル展示	37
来場者アンケート集計結果	38
関連資料等	
広報内容	48
関連資料等	51
これまでの実績	55

本シンポジウムの目的

令和元年6月28日、熊本地方裁判所において、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に係る原告一部勝訴の判決が言い渡され、同年7月12日には「ハンセン病国家賠償請求訴訟の判決の受入れに当たっての内閣総理大臣談話」及び「政府声明」が公表されました。

ハンセン病対策については、かつて国が採った誤った施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見・差別が存在しました。

これらいわれのない偏見・差別を根絶するためには何が必要かについてみんなで考え、誰一人取り残さない社会を実現するためのシンポジウムを開催します。

◆ ◇ ◆ ◇ 実施結果概要 ◇ ◆ ◇ ◆

- 【事業名称】 人権シンポジウム in 名古屋「ハンセン病に関するシンポジウム」～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～
- 【日 時】 令和2年2月1日（土） 13:30～17:30（開場 12:30～）
- 【会 場】 東建ホール・丸の内
（〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-1-33）
<https://www.token-hall.com/>
- 【来場者数】 242 名（事前申込制／先着順）
- 【対 象】 一般（国民全般）
- 【参加費】 無料
- 【主 催】 法務省／厚生労働省／文部科学省／全国人権擁護委員連合会／名古屋法務局／愛知県人権擁護委員連合会／公益財団法人人権教育啓発推進センター
- 【後 援】 中小企業庁／日本財団／愛知県／愛知県教育委員会／名古屋市／名古屋市教育委員会／愛知県市長会／愛知県町村会／中日新聞社／朝日新聞社名古屋本社／読売新聞中部支社／毎日新聞社中部本社／日本経済新聞社名古屋支社／産経新聞社大阪本社／共同通信社名古屋支社／時事通信社名古屋支社／NHK名古屋放送局／THK東海テレビ放送／CBCテレビ／NBN名古屋テレビ放送／TVAテレビ愛知／CBC ラジオ／東海ラジオ／FM AICHI／ZIP-FM／Radio NEO（順不同）

◆ ◇ ◆ ◇ プ ロ グ ラ ム ◇ ◆ ◇ ◆

- 12:30～ — 受付開始 / 開場 —
- 13:30～13:35 ● **開会～主催者挨拶** (5分)
森 まさこ (法務大臣)
菊池 浩 (法務省人権擁護局長) ※代読
- 13:35～14:20 ● **基調講演** (45分)
黄光男 (ハンセン病家族訴訟公原告団副団長)
- 14:20～14:25 — 休憩 (5分) —
- 14:25～15:15 ● **基調報告** (50分)
○ パネリスト
・徳田 靖之 (弁護士/ハンセン病家族訴訟公原告団共同代表)
・斉藤 貞三郎 (毎日新聞社大阪本社制作技術局長)
・藪本 雅子 (フリーアナウンサー/記者)
○ コーディネーター
・坂元 茂樹 (公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長)
- 15:15～15:30 — 休憩 (15分) —
- 15:30～16:10 ● **パネルディスカッション** (40分)
(基調講演者も含め、会場からの質問を中心にコーディネーター進行による自由討議)
- 16:10～16:20 — 休憩 (10分) —
- 16:20～17:00 ● **朗読・トークショー** (40分)
○ ゲスト
・中江 有里 (俳優/文筆家)
・藤原 凜華 (宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校3年/第39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会法務大臣賞受賞者)
○ 進行役
・藪本 雅子 (フリーアナウンサー/記者)
- 17:00～17:05 ● **閉会**

※敬称略

◆ ◆ ◆ ◆ 会場風景 ◆ ◆ ◆ ◆

基調講演／基調報告／パネルディスカッション



基調講演／パネリスト 黄光男
(ハンセン病家族訴訟原告団副団長)



基調報告／パネリスト 徳田 靖之
(弁護士／ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表)



基調報告／パネリスト 斉藤 貞三郎
(毎日新聞社大阪本社制作技術局長)



基調報告／パネリスト 藪本 雅子
(フリーアナウンサー／記者)



コーディネーター 坂元 茂樹
(公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長)



パネルディスカッションの様子

朗読・トークショー



ゲスト 中江 有里
(俳優/文筆家)



ゲスト 藤原 凜華
(宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校3年/第39回全国中学生
人権作文コンテスト中央大会法務大臣賞受賞者)



朗読の様子



トークショーの様子

◆ ◇ ◆ ◇ 主 催 者 挨拶 ◇ ◆ ◇ ◆



本日は、大勢の皆様、ハンセン病に関するシンポジウムに御来場いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年7月12日、安倍内閣総理大臣は、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様のご苦労に思いを致し、あえて控訴を行わない旨の決定をしました。そして、その談話において、安倍内閣総理大臣が述べたとおり、今後、関係省庁が連携・協力して、患者・元患者やその家族の皆様がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むこととしています。

法務省では、ハンセン病をめぐる偏見や差別をなくすことを、啓発活動強調事項の一つとして掲げ、ハンセン病に関する人権啓発活動を行ってきましたが、この内閣総理大臣談話も受け、更に強化してまいります。

本日のシンポジウムは、厚生労働省・文部科学省とも連携・協力し、患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動として開催するものです。本日は、ハンセン病家族訴訟原告団副団長を務められました黄光男（ファン・グアンナム）さんによる語りと歌に加え、黄さんやハンセン病家族訴訟弁護団共同代表を務められました徳田靖之（とくだ・やすゆき）弁護士を始めとする有識者の皆様によるパネルディスカッションのほか、朗読・トークショーを予定しております。

朗読作品は、原告からのメッセージ「思いよ届け！」から2編と、本年度の全国中学生人権作文コンテスト中央大会において法務大臣賞を受賞されました藤原凜華（ふじわりんか）さんの受賞作品「星塚のじいちゃん」です。

本日、お越しいただきました皆様には、このシンポジウムを契機として、ハンセン病に関する正しい知識を身につけるとともに、偏見という心の壁を取り除き、相手を思いやることの大切さについて本日感じたことや考えたことを御家族、友人、職場の中間の皆さんと是非共有していただければ幸いです。

そして、本日のシンポジウムを通じて、ハンセン病に関する理解がより一層深まり、一人一人の人権が尊重される成熟した社会の実現へとつながることを願っております。

最後になりましたが、シンポジウムの開催に当たり、御尽力いただきました多くの関係者の皆様方に、深く感謝の意を表しまして、御挨拶といたします。

令和2年2月1日
法務大臣 森 まさこ

代読：法務省人権擁護局長 菊池 浩

◆ ◇ ◆ ◇ 登壇者プロフィール ◇ ◆ ◇ ◆

基調講演／パネルディスカッション



登壇者

基調講演

パネリスト

黄光男(ファン・グァンナム)

ハンセン病家族訴訟原告団副団長

【略歴】

昭和30年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。

1歳の時、母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に入所し、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。

昭和39年家族5人が社会復帰し、尼崎で暮らす。

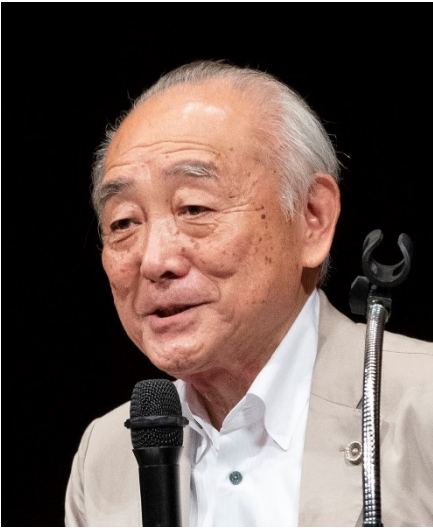
昭和49年尼崎市職員に採用。現職：開発指導課職員。

ハンセン病の親のことを長らく語らなかった。

平成28年2月「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告団副団長となる。

尼崎市在住。

基調報告／パネルディスカッション



登壇者

基調報告
パネリスト

徳田 靖之

弁護士／ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表

【略歴】

昭和42年4月 司法修習生
昭和44年4月 弁護士登録
現在に至る
大分県弁護士会所属

基調報告／パネルディスカッション



登壇者

基調報告
パネリスト

齊藤 貞三郎

毎日新聞社大阪本社制作技術局長

【略歴】

昭和62年4月 毎日新聞社入社、高松支局
平成 3年1月 京都支局
平成 8年4月 大阪本社社会部
平成14年10月 大阪本社社会部阪神支局次長
平成17年4月 大阪本社学芸部副部長
平成18年4月 大阪本社社会部副部長
平成21年4月 東京本社地方部副部長
平成23年4月 岡山支局長
平成26年4月 大阪本社学芸部長
平成29年4月 大阪本社編集局次長
令和 元年8月 大阪本社制作技術局長（現職）

基調報告／パネルディスカッション



登壇者

基調報告
パネリスト

藪本 雅子

フリーアナウンサー／記者

【略歴】

日本テレビアナウンサーとして多くの番組に出演。

ニュース「きょうの出来事」サブキャスターを経て、平成 10 年、報道局記者へ転向。

ハンセン病国賠訴訟に合わせ、NNNドキュメントを制作。その後フリーに。

平成 22 年上智大学大学院で修士号を取得。研究テーマは「メディアと人権」。

平成 24 年より、人権教育啓発推進センター発行の情報誌「アイユ」にて人権問題記事を連載中。

現在は、自身が性暴力被害当事者であることを明らかにした上で、当事者、支援者団体 Spring スタッフとして活動している。

【主な著書】

平成 17 年 『女子アナ失格』（著書） 新潮社

基調報告／パネルディスカッション



登壇者

コーディネーター

坂元 茂樹

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

元国連人権理事会諮問委員会委員

(ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドラインの起草者)

【略歴】

昭和53年4月～昭和54年3月	琉球大学法文学部助手
昭和54年1月～昭和58年3月	琉球大学法文学部講師
昭和58年4月～平成3年3月	琉球大学法文学部助教授
平成3年4月～平成15年3月	関西大学法学部教授
平成13年4月～平成15年3月	国際交流センター所長
平成15年4月～平成25年3月	神戸大学大学院法学研究科教授
平成25年10月～	同志社大学法学部教授
平成21年6月の「ハンセン病差別撤廃決議」に基づき、人権理事会諮問委員会において、ハンセン病差別撤廃を目的とする原則及びガイドライン（P&G）の起草を担当。	
平成28年7月～	公益財団法人世界人権問題研究センター副理事長・所長
令和元年～	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

【学会・社会等の活動】

平成11年～平成12年	みなみまぐろ国際仲裁裁判事件（豪州・NZ対日本）日本政府顧問
平成15年～平成21年	国際人権法学会理事、平成18年～、同理事長
平成14年～	世界法学会理事
平成14年～平成17年	同庶務主任
平成17年～平成20年	同会計主任
平成19年～平成24年	国家公務員I種（法律職）
平成20年～平成25年9月	国連人権理事会諮問委員会
平成21年～平成23年	アジア国際法学会日本協会共同代表理事
平成21年～	日本海洋法研究会会長
平成24年～	海洋政策学会理事（学術委員長）
平成26年～平成28年	一般財団法人国際法学会代表理事
平成30年～	司法試験審査委員

【主な著書・論文】

平成16年 『条約法の理論と実際』（単著） 東信堂
平成29年 『人権条約の解釈と適用』（単著） 信山社
令和元年 『日本の海洋政策と海洋法[増補第2版]』 信山社

朗読・トークショー



登壇者
朗読
トークゲスト
中江 有里
俳優／文筆家

【略歴】

平成元年芸能界デビュー。数多くのTVドラマ、映画に出演。平成14年「納豆うどん」で第23回「NHK大阪ラジオドラマ脚本懸賞」で最高賞を受賞し、脚本家デビュー。NHK BS2「週刊ブックレビュー」で長年司会を務めた。映画『学校』、『風の歌が聴きたい』など出演、令和2年『海辺の映画館—キネマの玉手箱』公開。

現在、日本テレビ系『ウェークアップ!ぷらす』、NHK『ひるまえほっと』、中江有里のブックレビューに出演中。読書に関する講演や、小説、エッセイ、書評も多く手がける。

令和2年より、歌手活動を再開。令和2年2月13日に中江有里LIVE『Réaliser』を開催。

大学の卒業論文で北條民雄を取り上げるなど、ハンセン病文学に造詣が深い。

【主なテレビ出演作】

『綺麗になりたい』（日テレ）主演、『白の条件』（フジテレビ）主演、NHK朝の連続小説『走らんか!』ヒロイン、『新・花へんろ』。

【著書】

平成18年 小説『結婚写真』（NHK出版）

平成25年『ティンホイッスル』（角川書店）

平成29年 エッセイ集『ホンのひととき 終わらない読書』（PHP文芸文庫）

平成29年『わたしの本棚』（PHP研究所）

平成31年1月22日発売『残りものには、過去がある』（新潮社）

令和元年6月18日発売『トランスファー』（中央公論新社）

【委員、理事、客員教授など】

- TBS テレビ番組審議会委員。（平成27年～）
- 公益財団法人ブルーシーアンドグリーンランド財団理事。（平成27年～）
- 産経新聞報道検証委員。（平成29年～）
- 放送大学放送番組委員会委員。（平成29年～）
- 公益社団法人日本文藝家協会評議委員。
- 天理大学客員教授。（平成30年～）
- 一般財団法人 社会変革推進機構評議員。（平成30年～）
- 第19期文化審議会委員就任。（平成31年4月1日付）

◆ ◇ ◆ ◇ 登壇者資料 ◇ ◆ ◇ ◆

基調講演：「母親がハンセン病だった」※資料抜粋
黄光男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）

ハンセン病に関するシンポジウム

2020年2月1日(土)午後1時35分～2時20分
場所：東建ホール・丸の内(名古屋市)
講師 黄光男(ファン グァンナム)
ハンセン病家族訴訟原告団 副団長
主催：法務省、厚生労働省、文部科学省ほか

1

1

自己紹介

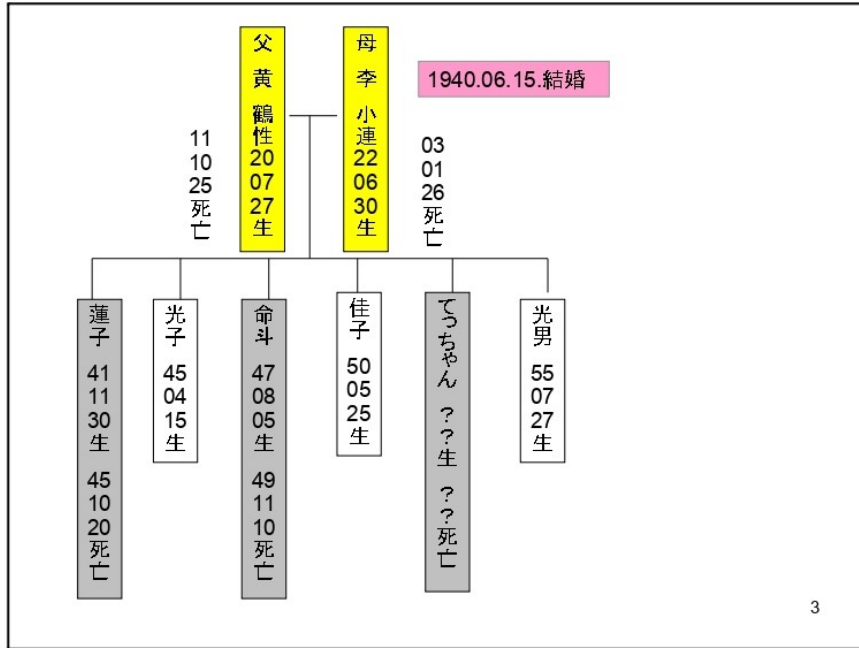
尼崎市役所 1974年採用
開発指導課 勤務

- 黄光男(ファン グァンナム)
- 黄光男(こう みつお)
- 黄原 光男(きはら みつお)
- なぜ語るのか
- なぜ語れなかったのか

恥でないものを恥とするとき
本当の恥になる。

2

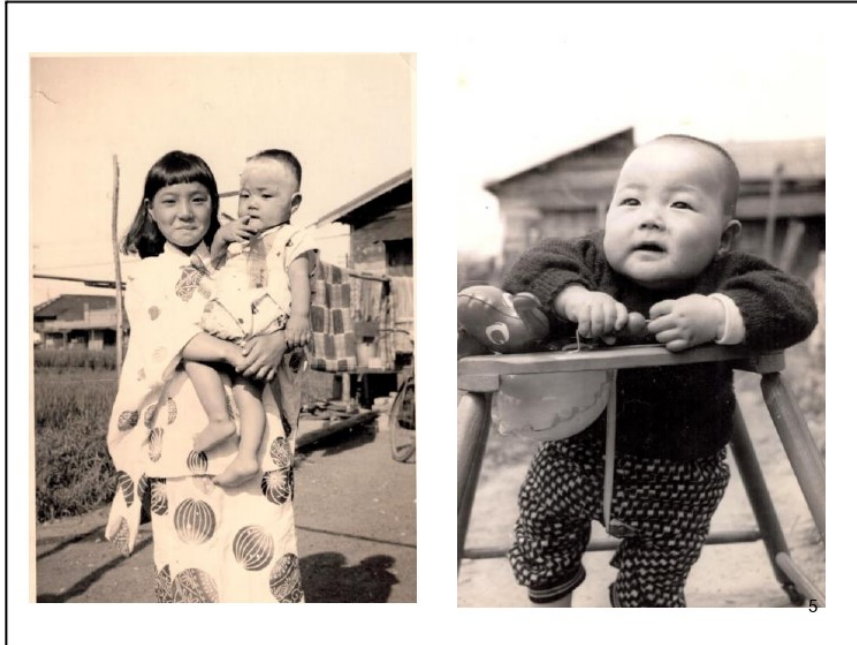
2



3



4



5

- 大阪府吹田市岸辺 1955年生まれ
- 家族6人
- 執拗な大阪府職員
- 入浴拒否
- 1956年12月6日 母と姉愛生園へ入所
- 同日 岡山市内の育児院へ(のびのびと)
- 1年後に父と姉も

6

6

様式第3号(第3条関係)
部分公開決定通知書

地保第2615号
平成27年12月10日

苗 光男 様

大阪府知事

平成27年11月28日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求者に記載された行政文書の名称等	大阪府ハンセン病実態調査報告書の134ページに示された「30患者票」「31患者票」
一部を公開することと決定した行政文書の名称	患者票及び患者台帳
公開しないことと決定した部分	個人の氏名、性別、住所、本籍地、生年月日、年齢、婚姻歴、職業、教育程度、発病年月日、家族構成、住居状況、ハンセン病と関係の無い個人情報
公開しない理由	・大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書患者票及び患者台帳の非公開部分には、個人の氏名、性別、住所等の情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいくないと信ずることが正当であると認められる。
公開の実施方法	閲覧後、必要な部分の写しの交付

7

7

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

患者台帳

昭和29年7月5日製 番号

氏名 [REDACTED]

本姓 [REDACTED] 住所 [REDACTED]

職業 [REDACTED] 家族の住居地 [REDACTED]

病型 ①結核型 ②遊移型 ③神経型 病勢 ①重症 ②中等症 ③軽症

状況 ①い ②病検査 ③した (①陽性 ②陰性) ④しない

届出 [REDACTED] 診定医師 所属 氏名

感染源 ①家族 ②同居人 ③隣人 ④職場 ⑤学校 ⑥外地 ⑦その他 ⑧不明

検閲 自 年 月 至 年 月 () 検場 ①現住地 ②府内 ③府外 () ④不明

入所の要否 ①要 ②緩和 ③不要 入所の意志 ①あり ②なし

入所しない理由 ①理由なく拒否 ②家族に対する被害 ③療養所の内容を知らない ④家族の反対 ⑤家族の生活困難 ⑥老衰 ⑦入所を不承認とする ⑧重症

8

8

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

番号	氏名	性別	生年月日	籍所	職業	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			年月日			

住所 [redacted]

生活環境
 患者の居室 1. 1室専用 雑居
 生活程度 1. 上 2. 普通 下

息災略図

9

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

2/1/9 夫は [redacted] で生活困難 勸誘
 常。本人は関節中等症で色々
 入所の要あり。強硬に勧誘せざる
 3児の事を言い立て南を入所す
 6.17 関節消退期にあるも必要入所
 (当 [redacted]) 本人本人の [redacted] 斑紋
 を有にからが直検査の結果は(+)で
 あり尚精密検査の要あり。
 8.16 検査入所勧奨の考 [redacted]
 自定訪問せざるに [redacted]
 学術方重く2電管が自首面を留置
 江が在。尚何近住民の苦不所はFulは
 家族中 [redacted] が死亡は
 様株。(安東 技神 松本 幸山 甲申)
 安川白持子)

10

- 8.30. 本人、夫黄原鶴性来庁。入所せしめるよう説得。一度療養所見学の上、決心したいと言ふ。
- 9.3. 電話で朝鮮へ帰るように手続きするから療養所見学は中止すると言ふ。
- 9.19. 地方公務員のあるべき姿とは？
と考えるもの
あなたなら どうする。
- 10.19. 保育部にあずけが
- 10.22. 生後1年4ヶ月の次男 母雪子入所に際し、保育所にあずけることを打ち合わせた。

11

11

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

- 大阪府の職員や近所の一般市民が一体になってハンセン病患者を社会から追いやった。
- 2001年の熊本地裁判決で国の過ちが認められ、職員が真実を知らされていない(誤った情報を信じた)一般市民に責任を問えるのか？
- ハンセン病患者をさ責任が

12

12

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

- 大阪府の職員や
なってハンセン病
- 2001年の熊本
れ国
員が
た人
- ハン
をさ
任が

が一体に
追いやった。
ちが認め
(誤った
に責任
が向いている。

力をもった者の言う
ことを鵜呑みにせず、
おかしいことはおか
しい」と声をあげる勇
気をもつ。

真実を
情報を
を問える

13

13

1930年11月20日、国立療養所第1号として設立された。初代園長は光田健輔。1943年には入所者数2,000人を超える。1988年には邑久長島大橋が架橋した。

14

14

**社会福祉法人
児童養護施設**

新天地育児院



目的

「完璧な人として育てられ、社会の一員として重んぜられ、
よい環境のなかで育てられる」とこの児童養護施設の精
神のもと、事業に臨まれている「新天地新(1988)」
の実現を信じています。

沿革

中リトト村に布衣れ、病状の奇蹟者、
て有る石井十次先生が、その愛を岡山
の地に育まされた。その命をけられ
たお家に、人々は感動し、先生の生き方

環境

岡山市の東、標高30メートル程の小高い山、景観山頂
に位置しています。新施設の時和洋、よく整備された
自然環境は、子ども育の場として選ばれています。

昭和25年 1月(1950)	16名 乳母寮を開設
昭和26年 6月(1951)	児童施設を開設
昭和28年 8月(1953)	社会福祉法人設立許可を得る
昭和28年12月(1953)	児童養護施設児童を収容

15

15

**社会福祉法人
児童養護施設**

新天地育児院





16

- 1964年(昭和39年)4月4日 家族5人尼崎へ
- 6畳と4畳半の文化住宅
- 「何の病気？」
- 毎年夏に愛生園へ
- 語らなかった小学・中学・高校
- 中学生の頃 ギターを独学
- 1974年4月 尼崎市役所 入所
- 築けなかった親子関係(おねだりできない)

17

17

閉じ込められた生命

詩・曲 黄光男

それはボクが
1歳(ひとつ)の時だった
母は病にかかっただけなのに
その病が家族を
引き裂いたんだ
それは「らい」という名の病



18

18

ハンセン病問題の残された課題

→それは家族の問題

家族は、家族を守るために入所者を…

- 忘れる、無視、葬り去る、死んだことに、
- 離縁、戸籍から除籍…
- 葬式、結婚式に呼ばない。遺骨を取りにこない。

自分の親を看取りたくない子どもがどこにいるか。
決して本心ではない。

19

19

家族提訴(国家賠償請求事件)

被告 国

原告 568名(全国から)

- ①入所者、退所者、非入所者の子でハンセン病を発症しなかった人
- ②入所者、退所者、非入所者がハンセン病を発症した当時同居していた親族(配偶者、兄弟姉妹、孫など)

20

20

家族提訴(国家賠償請求事件)

- 原告らの求めるもの
 - ①損害賠償 一人500万円＋弁護士費用50万円
 - ②謝罪広告 全国紙5紙に謝罪広告を掲載
- 家族の被害
 - ①両親の離婚、生計の支柱、養育環境を失う
 - ②子自身が直接的に差別を受け、親の子であることを恥じこれを隠し、親を憎み疎ましく思う

21

21

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の**社会構造(社会システム)**が築き上げられた。
- 上記の**社会構造**に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で**世間に同調**の排除意識を有し、患者家族の**空気を読む**、**本音とたてまえ**により深刻な差別被害を受けた。

22

22

判決		2019年6月28日
共通損害Ⅰ（偏見差別を受ける地位におかれたことによる恐怖心、心理的負担）		
2001年末までに具体的差別を受けた経験のある人 又は具体的差別を受けた経験がなくても2001年末までに自身がハンセン病患者の家族であり、差別の差別の対象となるとの認識があった人		30万円
2002年以降に差別を受けた又はハンセン病家族との認識をもった人		0円
共通損害Ⅱ（肉親の隔離による家族関係・人格形成阻害）		
1960年(沖縄は1972年)から1996年3月31日までに 家族が入所していた人 ただし下記(1)から(3)を除く	ア 親子	100万円
	イ 配偶者	100万円
	ウ きょうだい	20万円
(1) 原告が成人(自立等)した後に家族が入所した場合 (2) 入所者が頻繁に帰宅していた場合 (3) 入所者が叔父、叔母、祖父母の場合		0円
原告の家族が非入所者の場合		0円 23

23

判決		請求の期限 施行日から5年 2019年6月28日	
判決で認められた損害の内容	賠償額	原告数	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給に関する法律 2019年11月15日：可決
共通損害ⅠとⅡのA親子又はイ配偶者	130万円	167名	配偶者
共通損害ⅠとⅡのウきょうだい	50万円	59名	一親等の血族
共通損害ⅡのA親子又はイ配偶者のみ	100万円	2名	二親等血族 (兄弟姉妹に限る)
共通損害Ⅰのみ	30万円	313名	二親等血族 (兄弟姉妹を除く同居しているもの)
いずれもなし	0円	20名	三親等血族 (同居しているもの)
			180万円
			130万円
			24

24

判決：国会議員や関係大臣の責任を認める

被告	期間	違法行為
厚生大臣及び 厚生労働大臣	1960年から (沖縄は 1972年から) 2001年末	ハンセン病隔離政策の廃止義務違反 偏見差別の除去義務違反
法務大臣	1996年から 2001年末	ハンセン病家族に対する偏見差別を 除去するための人権啓発活動を実施 するための相当な措置を行う義務と その義務違反
文部大臣及び 文部科学大臣	1996年から 2001年末	偏見差別を除去するための教育等が 実施されるようにする相当な措置を行 う義務とその義務違反
国会議員	1965年から 1996年まで	らい予防法を廃止しなかった立法不 作為の違法

25

※沖縄については本土復帰した1972年以降の責任のみ認定

25

家族提訴が求めるもの

- ① 家族被害を語り尽す。
やっとな家族が語り始めた。しかし、まだ語れ
ない家族が多くいる。
- ② 家族の被害をつくりだしてきたのは、社会の
側の**市民一人ひとり**であることを明らかにす
る。
- ③ 当事者と家族が関係性をとりもどし、**ふるさと**
に帰れる**まち**にすること。

26

26

基調報告：『ハンセン病隔離政策等における家族の位置付け』ほか
徳田 靖之（弁護士／ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表）

基 調 報 告

パネリスト 弁護士 徳 田 靖 之

1 ハンセン病隔離政策等における家族の位置付け

- (1) 隔離政策は、隔離を正当化するために「恐ろしい伝染病」であることを徹底的に普及させることで推進された。
- (2) そのうえで、ハンセン病を感染・発病しやすい体質は遺伝するとの考え方と優生思想とが隔離政策を支えた。
- (3) その結果として、「患者」の子や同居する家族は、「潜在的感染者」ないし「感染予備軍」と位置付けられた。
- (4) このため、「未感染児童」等と呼ばれ、実際に療養所に収容された家族も少なくない。

2 無らい県運動による家族に対する差別・排除

- (1) 無らい県運動は、戦前と戦後2回にわたって官民一体となって全国で推進された。
- (2) その過程で、家族に対する差別・排除が地域・学校で展開された。
 - ア 学校での差別・排除の実例
 - イ 地域での村八分
- (3) 家族は、偏見・差別を恐れて、「隠して生きる」ということを余儀なくされる。その苦しみは、結婚・子育てにおいて集中的に現れる。
- (4) このような差別・排除の直接の加害者は、地域住民、教師、子どもらである。

3 黒川温泉宿泊拒否事件等にみる偏見・差別の現在性と私たちの責任

- (1) 2002年11月に発生した黒川温泉宿泊拒否事件では、ハンセン病療養所菊池恵楓園に誹謗・中傷の文書が殺到した。
- (2) こうした文書は、今なお、ハンセン病に対する偏見と元患者・家族に対する差別が深刻な形で現在していることを明らかにした。
- (3) どうして、このような偏見・差別が形成されたのか、これらを解消するうえで、何が必要とされるのかを国を挙げて解明していくことが求められている。

基調報告：『ハンセン病問題との出会い』ほか
齊藤 貞三郎（毎日新聞社大阪本社制作技術局長）

人権シンポジウム in 名古屋レジュメ

2020年2月1日

毎日新聞制作技術局長 齊藤貞三郎

◇ハンセン病問題との出会い

1994年、予防法廃止の2年前に初めて訪れた長島愛生園。親と同世代の入園者が強いられた「人生被害」を知る。

◇新聞報道の過去と現在

記者の中にもあった無知と偏見。正確さにこだわるのが正しい理解につながるのかどうか。悩ましい「元患者」か「回復者」か。

◇回復者・家族は「救済」の対象なのか

家族訴訟の判決を伝えるメディア報道に覚えた違和感。追いやった側が「救う」とはどういうことなのだろう。

◇回復者、家族から学んだこと

家族・故郷への思いと人間の尊厳。「私たちは被害者だが、敗北者ではない」。
では、私は、あなたは。

◇社会の意識改革に必要なもの

2001年の国賠訴訟で原告勝訴が確定し、啓発活動は急増した。しかし、18年後に勝訴した家族訴訟の原告は、ほとんど名前を明かすことができない。啓発活動に何が足りなかったのか。

以上

基調報告：『ハンセン病との出会い』ほか
藪本 雅子（フリーアナウンサー／記者）

基調報告 要約

元日本テレビアナウンサー／記者

藪本雅子

◎ハンセン病との出会い

96年のらい予防法廃止 日本テレビのニュースでは一切触れることはなかった
全生園のハンセン病資料館取材 その後入所者と懇談して
テレビのタブーと偏見、無関心
アナウンサーから報道局記者へ転向

◎国賠訴訟の原告 安スーニンさん

自分の意思とは関係なく、園内結婚、妊娠、そして・・・
『きょうの出来事』特集企画として放送

◎2001年5月11日 熊本地裁判決

原告勝訴なるも、地上波では35秒！
ケーブルテレビで90分の緊急特番
ゲスト：徳田先生、大谷藤郎元厚生省医務局長、鈴木禎一元全患協事務局長
小泉総理控訴か断念か メディアの立ち位置はどこ？公正中立な報道とは何か

◎日テレ退職後、黒川温泉事件を機に再びハンセン病と向き合う

大学院修士論文「ハンセン病問題・テレビの責任～カミングアウト事例より」

◎私との関連性

近年、性暴力被害当事者を自覚
40年近く、全く自分のせいではないのに、自分を責め、無力感、劣等感、自己嫌悪感、希死念慮を
抱き、人に知られると石を投げられると思いつむ
「恥でないものを恥とするとき、本当の恥になる」（家族訴訟原告団長林力さん）

◎人権啓発の課題

差別＝劣っていないのに劣っているとする考え 汚くないのに汚いとする考え

- ① 差別の実態を包み隠さず明らかにする
- ② 責任の所在の明確化
- ③ 被害当事者に届く丁寧な謝罪
- ④ 医療従事者、宗教者、教育者、メディア関係者への人権教育

作文朗読：「星塚のじいやん」

藤原 凜華（第39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会法務大臣賞受賞者）

星塚のじいやん

宮崎県 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校3年 藤原 凜華

「星塚のじいやんと言ってくれ」かつて、「私にさわらない方がいい」と言って握手を拒んだあなたがそう言ってくれた時、本当にうれしかった。あの時私たちは本当の家族になれたのだ。

私には、キティちゃんと阪神タイガースが好きなどっておちゃめなおじいちゃんがいる。彼とは血のつながりはないけれど、それ以上の絆を感じられるすてきな人だ。私は、おじいちゃんに年一回会えるのをいつも楽しみにしている。そのおじいちゃんが暮らしているのは、鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園。そう、おじいちゃんは、国の非道な政策によって家族も故郷も自由に選ぶ人生もすべてうばわれた元ハンセン病患者である。

ハンセン病とは、らい菌に感染することで起きる病気だ。感染力はとても弱く、現代の日本で感染し発病することはほとんどない。しかし、有効な治療法や薬がなかった時代には、顔や手足が変形するというような外見に症状が表われてしまうことから忌避されてきた。また、感染を防止するには患者を隔離する以外にないとも考えられていた。日本では、一九三一年の癩予防法によってハンセン病患者をハンセン病療養所に強制的に入所させ一生に渡って世間から隔離する政策を行っていた。それだけでなく子どもを持ってなくさせたり、患者の出た家を消毒したり、無らい県運動を進めるなどしてハンセン病は恐ろしい不治の病という誤った認識を国民に植え付けた。この政策のために、治療薬ができ、ハンセン病が治る病気だとわかった後も、ハンセン病患者やその家族は極端な偏見と激しい差別に苦しむことになった。しかもこの政策が終ったのは一九九六年。そんなに古い話ではないのだ。かく言う私もおじいちゃんに出会うまで何も知らない人間だった。

私がハンセン病について知ったのは、今から五年前、宮崎県主催の「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」に参加した時だ。鹿児島県にある国立療養所を訪問し、ハンセン病について正しく知ろうというプログラムだ。園での全体説明のあと、語り部として私たち家族の担当になったのがおじいちゃんだった。彼を見た時、正直私は言葉が出なかった。なぜかというとな彼は義眼をはめていて、手は爛れ、指がなかったのだ。それだけでなく、ちょっと怒っているような、話しかけにくい雰囲気ももっていたのでますます何を話していいのかわからなくなった。でも、帰るまぎわ、せめて仲良くなりたいたい気持ちをこめて握手を求めた。しかし、そんな私に彼は「私にさわらない方がいい」と言って、パッと反射的に手をひっこめたのだ。私はその時、なぜ？と複雑で切ない気持ちになった。彼はもうすでに病気が治っている。なのになぜ、と。しかし、少し考えて、彼をそうさせたのは、これまで受けてきたさまざまな差別や偏見によって深く傷つき、その心の傷が行動に表われてしまうものだったと思った。

私たち家族は、彼の心の傷を知り、彼という人の人生について知りたいと思い、今度は元ハンセン病患者のだけかではなく個人をたずねることにした。二度目にお会いした時は、過去の歴史を聞くのはもちろん、一緒に歌をうたったり、散歩をしたりして打ちとけた時間を過ごすことができた。

それから私たち家族は、毎年おじいちゃんの所をたずねている。まるでお正月におじいちゃんおばあちゃんの待つ故郷に帰るように。

おじいちゃんはずっと誰かとコミュニケーションをとることが苦手な方で写真に写ることも嫌っていた。でも、私たち家族と交流するうちに少しずつ心を開いてくれた。今では、手紙や電話でやりとりしたりもするし、一緒に写真に写ってもくれる。その写真をかざってもくれる。また、私の中学受験のときには誰よりも合格を祈ってくれた。だから、おじいちゃんから「星塚のじいやんと言ってくれ」と言われた時は、私たちを実の子や孫のように思ってくれていることや安心して手をにぎってもいい相手として信頼してくれたのだと思えたのでうれしくてたまらなかった。

これまでのあまりに過酷な経験が彼につけた心の傷は消えることはないでしょう。失った時間や家族をとり戻すことはできないけれど、私たちと新しい時間を重ねることで、おじいちゃんの人生が少しでも笑って過ごせる時間になるようにしていきたいと思う。それは私たち家族にとってもかけがえのないすてきな時間になるでしょう。おじいちゃんが私にくれた喜びを私も家族もそれ以上の喜びにしておじいちゃんにこれからも返していきたい。

おじいちゃん、あなたに会えて本当によかった。

◆ ◇ ◆ ◇ 内容紹介 ◇ ◆ ◇ ◆

基調講演



「母親がハンセン病だった」

黄光男

(ハンセン病家族訴訟原告団副団長)

私は、在日朝鮮人の二世として、大阪府吹田市で生まれました。私には3つの名前がありまして、本名の「ファン グァンナム」は、高校生になり、「自分は朝鮮人だ」と正直に言ってもいいのではないかと名乗るようになりました。その後、尼崎市役所で働きましたが、その時も本名を名乗り続けていました。しかし、私の両親がハンセン病だったということはずっと言えませんでした。

私は、どこにでもある仲睦まじい家庭の中で育ちました。ただ1つ違ったのは、母親がハンセン病になったことです。母親がハンセン病になったことで、大阪府の職員が「ハンセン病療養所」に入るよう説得しに家まで何度も訪れるようになりました。母親は「子どもがまだ小さいから」という理由で断っていたのですが、近所の銭湯では入浴拒否にあい、家屋等の消毒も行われました。そんなこともあり、生活に困り果て、母親と下の姉は国立療養所長島愛生園（岡山県瀬戸内市）に入り、当時1歳だった私は岡山市内の育児院へと、父と上の姉は大阪に戻り、家族はバラバラになってしまいました。

当時の大阪府の職員は、どんな気持ちで我が家を訪れたのでしょうか。療養所に入るということは、住処のみならず、家族との絆や職場、学校も奪われることとなります。職員は「らい予防法」に基づく職務を果たしていたと思いますが、それが人権侵害につながると思うことはあったのか。

当時、全国で「無らい県運動」が行われていました。全国の地方公共団体の職員と一般市民が一緒になってハンセン病患者を社会から追い出したのです。平成13年、「らい予防法」違憲訴訟における熊本地裁の判決によって国のハンセン病患者に対する政策の誤りが認められ、国は謝罪をしました。しかし、国と同じく謝罪し、責任を感じた一般市民は何人いたのか。

また、ハンセン病元患者の家族は、療養所に入所した家族を忘れる、無視する、死んだことにする、離縁する、葬式・結婚式に呼ばない、遺骨を取りに来ない。ですが、本当は家族はそんなことをしたくないはず。家族訴訟の判決文は国の政策によって「周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造（社会システム）が築き上げられた」としています。本人はハンセン病に対する差別はダメだと分かっている、社会が差別をする風潮であれば、多くの人はそれに同調してしまうのです。しかし、私はそんな社会風潮であっても「おかしい」ことは「おかしい」と言わなければならないと思います。

これまでの啓発は、何が差別になるのかを学ぶことに主力を置いています。差別する人間と言われたくない。「いい人間と思われたい」から差別をしないようにする。しかし、それでは自分の中にある差別意識とは向き合っていません。

これからの啓発は、自分自身の差別意識と向き合うことが求められると思います。向き合うことで差別に対する怒りを感じ、そして、差別に立ち向かう人間になってほしいと思います。

基調報告／パネルディスカッション



「偏見・差別が生まれた経緯と今」

パネリスト 徳田 靖之

(弁護士／ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表)

まず、偏見や差別の原因として、ハンセン病が国の隔離政策のもと、「恐ろしい伝染病で感染・発病しやすさは遺伝する」という誤った考えが一般市民に対して植え付けられたことが挙げられます。戦前・戦後と二度に渡り全国で展開された無らい県運動では、ハンセン病の疑いがある人を近所の人や学校関係者等が役所等に通報し、役人等が当該の家を訪れます。それにより、患者だけではなくその家族も地域社会や学校生活、結婚等で差別を受け、排除され苦しみました。彼らを苦しめたのは、社会を構成する私たち一人一人であることを忘れてはならないと思います。

ハンセン病家族訴訟の原告の中で氏名と顔を公表している人は、568名中わずか5名しかいません。それは、今なお存在する家族に対する偏見や差別を恐れたためです。また、平成15年に熊本県で起こったホテル宿泊拒否事件の際に国立ハンセン病療養所に送られた誹謗中傷文書にも、現代性の差別が見取れます。

「謝罪を拒むなんて身の程知らず。謙虚にならなければ、社会はあなたたちを受け入れられない」といった意見が多くありました。差別を受けた人たちは同情されるべき存在で、彼らが慎ましく生きるなら同情や理解をする。しかし、彼らが差別と戦おうとすると攻撃をする。これは、現代社会における差別の二重構造です。この差別を受けた人々と社会の間にある「あつい壁」を破ることが私たちに求められていると感じます。



「新聞記者から見るハンセン病問題」

パネリスト 齊藤 貞三郎

(毎日新聞社大阪本社制作技術局長)

ハンセン病問題と向き合ったのは、26年前でした。偶然、知人から岡山県にある国立ハンセン病療養所長島愛生園の話聞き、訪ねたのがきっかけです。そこで入所者が被った深刻な「人生被害」を初めて知りました。入所者は私の両親と同じ世代でした。両親は、高度経済成長期の中で仕事や家族に恵まれた人生を送りましたが、同じ時代に、病気になっただけで島に一生隔離されるという「病み捨て」られた方がいたことに大きなショックを受けました。

隔離政策が厳しかった当時の新聞記事には、科学的・医学的知見に基づかないものも多くあります。記事を読んだ人々のハンセン病に対する誤解や偏見、差別意識に影響を与えたと言えるでしょう。入所者らによる国賠訴訟への判決では、らい予防法があった時代には、そのような記事が出て仕方がない、とされています。しかし、それで報道の責任は免れると言えるのか、今、同じような状況ならば自分はどうするのかを問われていると考えさせられました。

取材やプライベートで、多くのハンセン病元患者の方と交流しました。ふるさとや家族への深い思い、人間としての尊厳を取り戻すために戦う姿勢などから学んだことは数知れません。ハンセン病問題の啓発には「救済」という上から目線ではなく、過酷な人生を送ってこられた元患者や家族の方に対する共感・敬意が大切だと思います。



「ハンセン病問題の『加害者』は誰か」

パネリスト 藪本 雅子

(フリーアナウンサー/記者)

私は、平成8年のらい予防法の廃止をきっかけに、ハンセン病に興味を持ちました。それまで、ハンセン病に対して「怖い病気で感染力が強い」という偏見を持っていました。調べているうちに、治る病気であることや療養所の存在を知りました。テレビ番組でハンセン病特集を組みたくても、当時、アナウンサーであった私には困難でした。そこで、自分が報道をしなければという使命感のもと、記者へと転向しました。

その後、厚生労働省の担当記者になり、らい予防法違憲訴訟の取材である女性の体験談を聞く機会がありました。それは、療養所で意に反した結婚をさせられ妊娠した結果、人口早産により子どもを目の前で殺され、ホルマリン漬けにされたというものでした。しかし、彼女を取りあげた番組を制作した際、私は彼女の後遺症が残った指を、日常生活に支障のない程度の後遺症として放映してしまい、彼女は、「なんで指を映したの？」と涙しました。私は、最も傷つけてはいけない人を傷つけてしまったのです。

原告団代表の言葉に、「恥でないものを恥とするとき、本当の恥になる」というものがあります。私は、この言葉に自らの性暴力被害の体験を重ね合わせ、力をもらいました。今でもハンセン病患者・元患者の家族だと名乗り出るのは非常に難しい状況だと思います。被害者であるにもかかわらず、自分たちも加害した側ではないかと思い、苦しんでいます。加害者は誰なのかをはっきりさせなければと感じています。



「苦痛や痛みを想像・共有し、差別を繰り返さない」

コーディネーター 坂元 茂樹

(公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長)

(はじめに)

私は、2008年から2013年にかけて、国連人権理事会の諮問委員会委員を務め、「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則とガイドライン」の策定を担当いたしました。その策定過程で明らかになったのは、世界中で、ハンセン病に伴う差別があり、しかもその差別が家族にも及んでいるということでした。

我が国においては昨年、ハンセン病家族訴訟において国が責任を認め、安倍総理大臣が原告団の代表者の方に謝罪されました。「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の判決受け入れに当たっての内閣総理大臣談話において、関係省庁が連携、協力し、患者、元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及・啓発活動の強化に取り組むとされております。

同調圧力の強い日本では、大勢の意見に従う傾向が強く、藪本さんの基調報告にもあったように、祖国浄化の名のもとに、強制隔離を行うために、無らい県運動が起こり、その中で、徳田弁護士が指摘されたように、通報を行った国民は自らの差別意識、加害性の認識なく、国策に協力したと思われます。またそれが、戦前の話で終わるのではなく、皆さんが御指摘になられましたように、平成15年に熊本県で宿泊拒否が行われ、更には、これに抗議した熊本県の菊池恵楓園の人たちに対する差別投稿が寄せられたことなどを考えますと、戦前と戦後で変わらないものがあるように思います。しかし、我々はハンセン病患者・元患者・その家族の方を、斉藤さんのお話にありましたように、同じ立場、社会の対等な一員として受け入れていく必要があると思います。

今回の家族訴訟では、家族の方が受けた就学や就労の拒否、村八部、結婚差別を「人生被害」と表現しました。こうした家族の方々が受けた差別を考えますと、差別の解消こそが、我々が求めるべきことだと、改めて思いました。

我々は、一人一人のハンセン病患者・元患者・その家族の方の人間としての尊厳に思いをいたし、その苦痛や痛みを想像し、共有し、二度とこうしたことを繰り返さないということを、このシンポジウムで確認したいと思います。

朗読・トークショー



ゲスト

中江有里（俳優／文筆家）

藤原凜華（宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校3年／
第39回全国中学生人権作文コンテスト
中央大会法務大臣賞受賞者）

進行役

藪本雅子（フリーアナウンサー／記者）

まず、藤原凜華さんが自身の体験談をもとに書いた作文「星塚のじいやん」（第39回全国中学生人権作文コンテスト法務大臣賞受賞）を朗読した。

次に、中江有里さんが「ハンセン病家族訴訟原告からのメッセージ『～あなたに届ける ハンセン病家族原告からの生の声～ 思いよ届け！』」から2編を朗読した。

藪本：朗読されたメッセージでは、娘さんの存在が印象的でした。ハンセン病問題に対して、私たち一人一人ができることは何でしょうか。

中江：私のハンセン病との出会いは、大学で作家の北条民雄を研究したことでした。彼の著書「いのちの初夜」の研究を通してハンセン病の歴史を学び、衝撃を受けました。ハンセン病への正しい理解には、文学や療養所の訪問など、様々な切り口があると思います。ハンセン病問題以外でも、自分自身が差別をする側になってしまうかもしれないとの認識を胸に、差別をしないために学び続けることが大切だと感じます。

藤原：教科書にハンセン病の記載があり、療養所を訪れた時の話を授業で発表したことがあります。療養所の職員から聞いた説明と入所者の方との直接の交流では、自分の受け止め方が違い、当事者の方から直接話を聞くことの重みを感じました。また、今回のシンポジウムで学んだことも多くあります。これからも学び続けていきたいです。

パネル展示

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話パネル



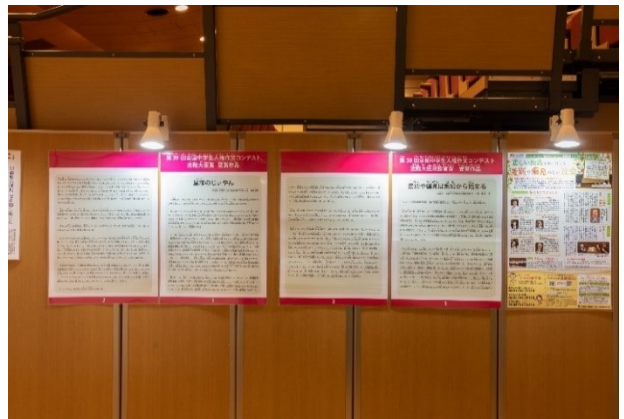
ハンセン病家族国家賠償請求訴訟に関する新聞記事及び全国中学生人権作文コンテスト中央大会法務大臣賞受賞作文パネル展示の様子



ハンセン病家族国家賠償請求訴訟に関する新聞記事パネル



第38・39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会法務大臣賞受賞作文パネル



◆ ◇ ◆ ◇ 来場者アンケート集計結果 ◇ ◆ ◇ ◆

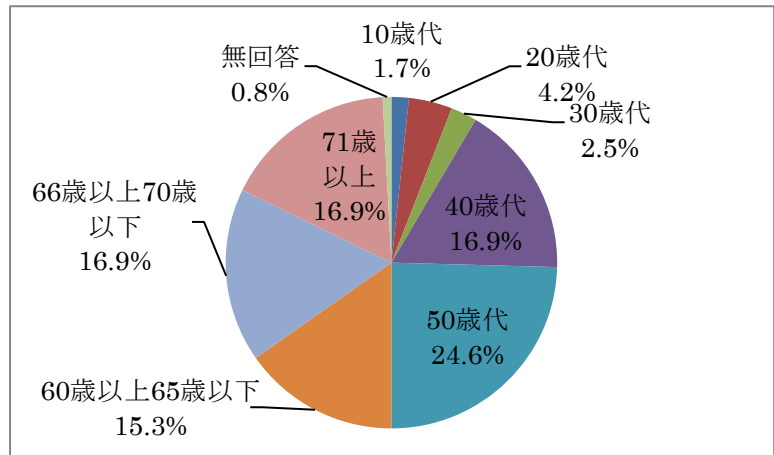
(注) 構成比は少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

人権シンポジウム in 名古屋 来場者アンケート

1. ご自身について、当てはまるもの

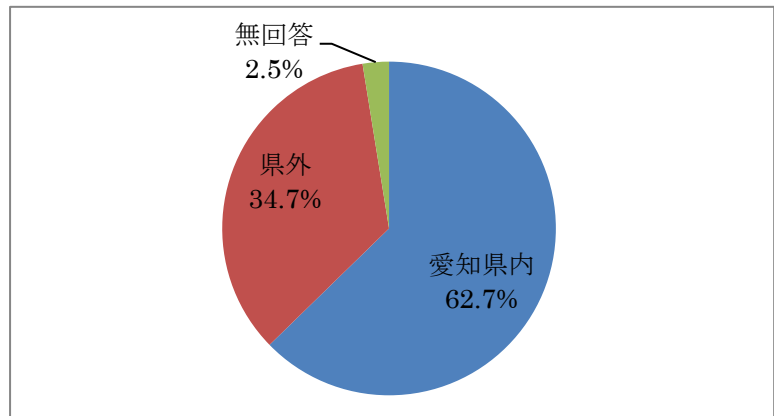
(1) 年齢

① 10歳代	2
② 20歳代	5
③ 30歳代	3
④ 40歳代	20
⑤ 50歳代	29
⑥ 60歳～65歳	18
⑦ 66歳～70歳	20
⑧ 71歳以上	20
⑨ 無回答	1
合計	118



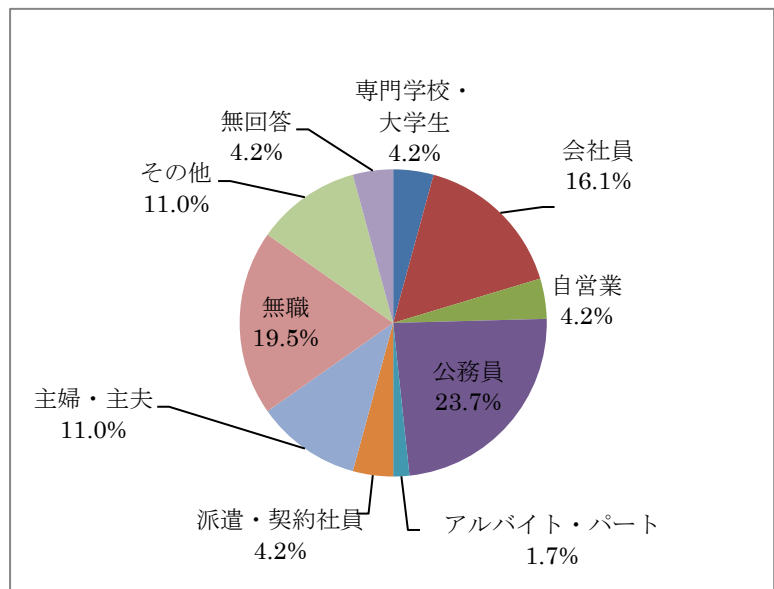
(2) 居住地

① 愛知県内	74
② 道外	41
③ 無回答	3
合計	118



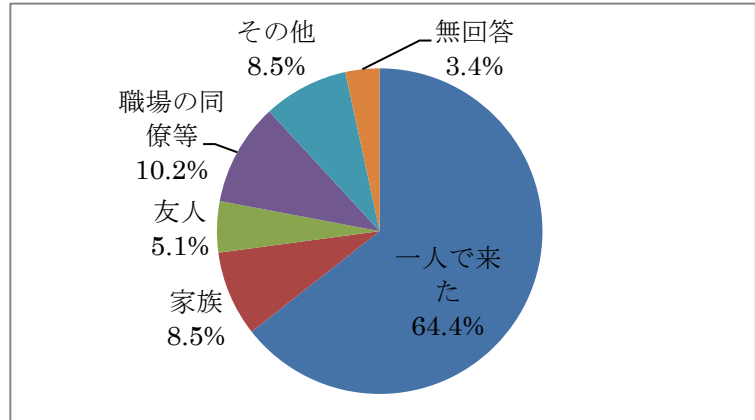
(3) 職業等

①中学生	0
②高校生	0
③専門学校・大学生	5
④会社員	19
⑤自営業	5
⑥公務員	28
⑦アルバイト・パート	2
⑧派遣・契約社員	5
⑨主婦・主夫	13
⑩無色	23
⑪その他	13
⑫無回答	5
合計	118



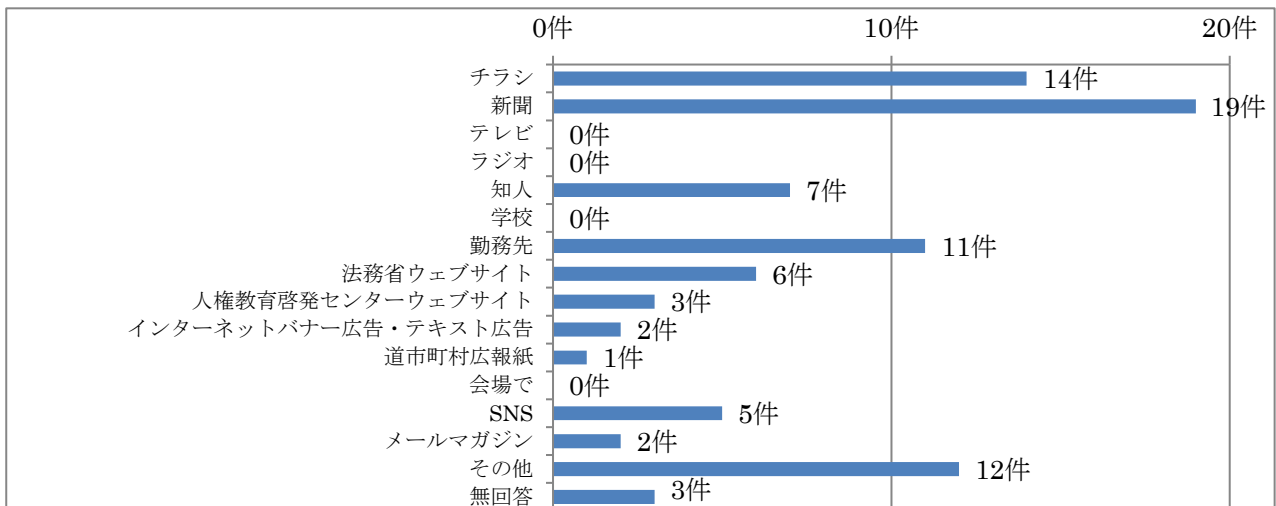
2. このシンポジウムにどなたといらっしゃいましたか。

①一人で来た	76
②家族	10
③友人	6
④職場の同僚等	12
⑤その他	10
⑥無回答	4
合計	118



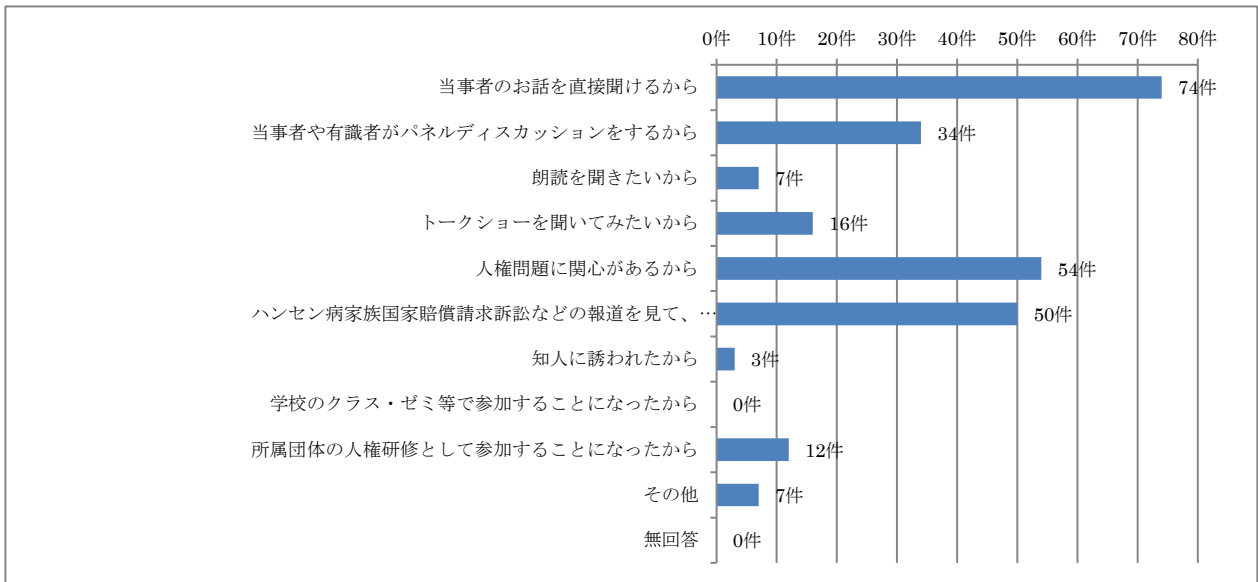
3. ハンセン病に関するシンポジウムをどのようにして知りましたか。(複数回答可)

①チラシ	14
②新聞	19
③テレビ	0
④ラジオ	0
⑤知人	7
⑥学校	0
⑦職場	11
⑧法務省ウェブサイト	6
⑨人権教育啓発推進センターウェブサイト	3
⑩インターネットバナー・テキスト広告	2
⑪県市町村広報誌	1
⑫会場で	0
⑬SNS	5
⑭メールマガジン	2
⑫その他	12
⑬無回答	3
合計	85



4. このシンポジウムに参加しようと思ったきっかけを教えてください。(複数回答可)

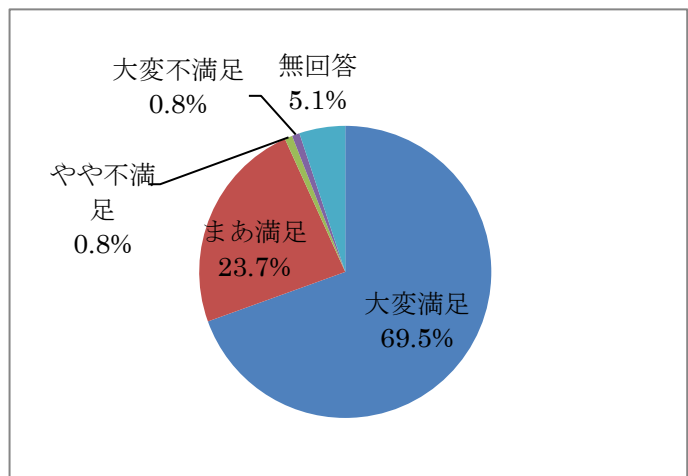
①当事者のお話を聞けるから	74
②当事者や有識者がパネルディスカッションをするから	34
③朗読を聞きたいから	7
④トークショーを聞いてみたいから	16
⑤人権問題に関心があるから	54
⑥ハンセン病家族国家賠償訴訟などの報道を見て関心があったから	50
⑦知人に誘われたから	3
⑧学校のクラス・ゼミ等で参加することになったから	0
⑨所属団体の人権研修として参加することになったから	12
⑩その他	7
⑪無回答	0
合計	257



5. 今回のシンポジウムの満足度

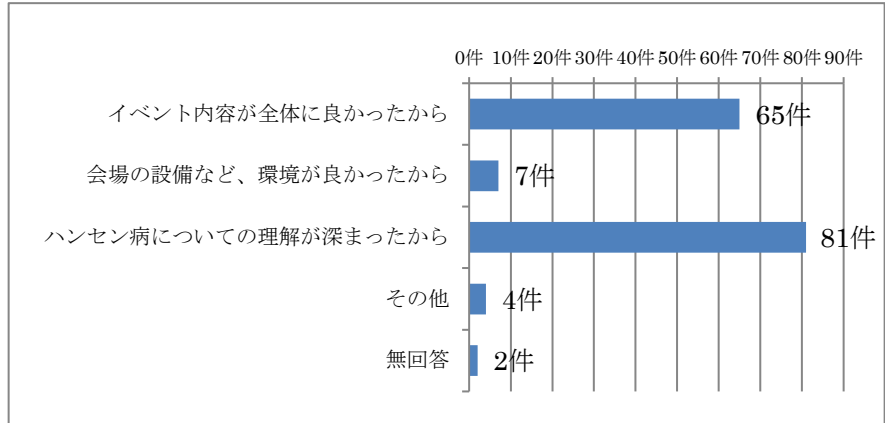
(1) 全体として満足いくものでしたか

①大変満足	82
②まあ満足	28
③やや不満足	1
④大変不満足	1
無回答	6
合計	118



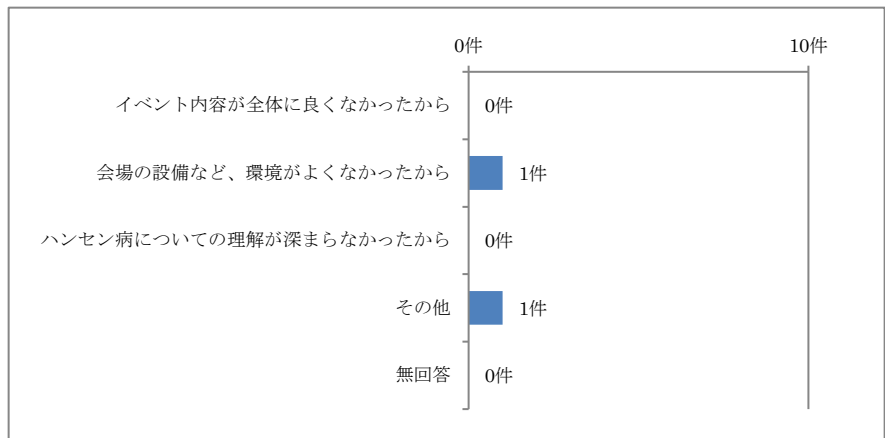
(2) (1) で満足（「大変満足」「まあ満足」と回答した理由（複数回答可）

①イベント内容が全体に良かったから	20
②会場の設備など、環境が良かったから	51
③ハンセン病についての理解が深まったから	32
④その他	10
⑤無回答	0
合計	113



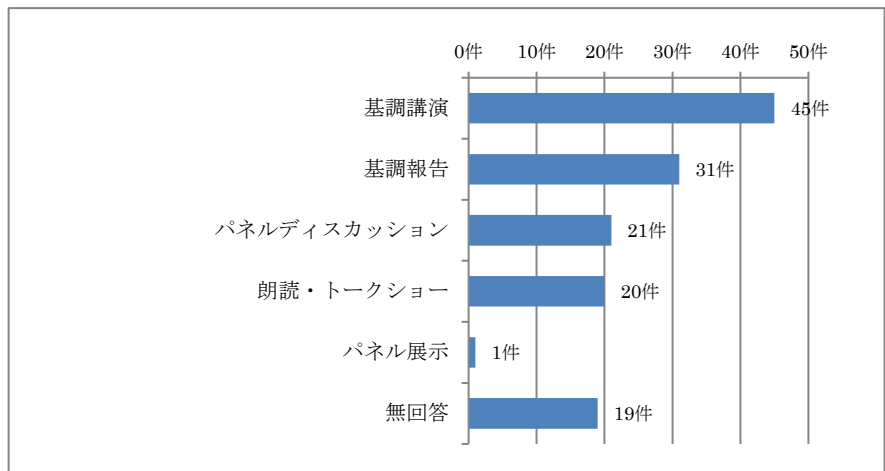
(3) (1) 不満足（「やや不満足」及び「大変不満足」と回答した理由（複数回答可）

①イベント内容が全体に良くなかったから	0
②会場の設備など、環境がよくなかったから	1
③ハンセン病についての理解が深まらなかったから	0
④その他	1
⑤無回答	0
合計	2



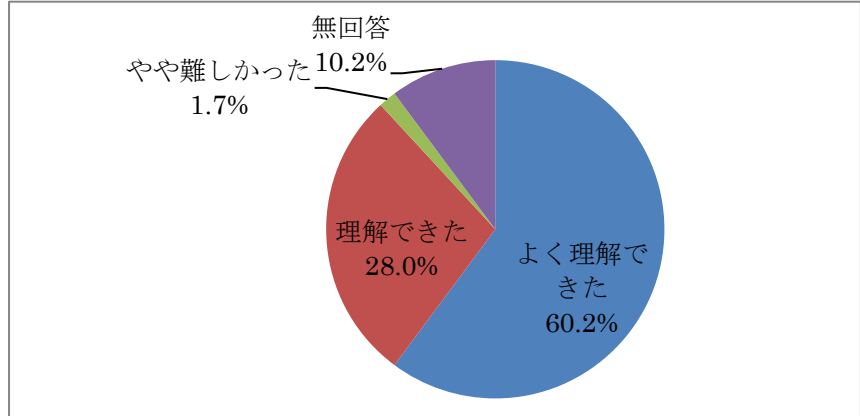
6. 特に満足したイベント（複数回答可）

①基調講演	45
②基調報告	31
③パネルディスカッション	21
④朗読・トークショー	20
⑤パネル展示等	1
⑥無回答	19
合計	137



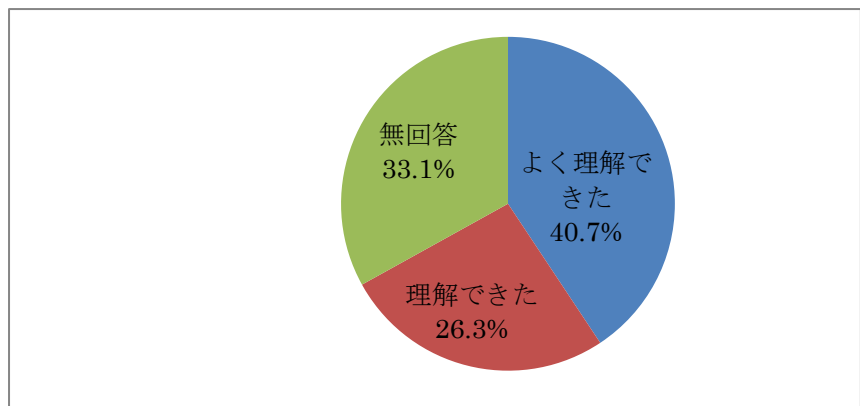
7. 基調講演、基調報告、パネルディスカッションの内容について

①よく理解できた	71
②理解できた	33
③やや難しかった	2
④難しかった	0
⑤無回答	12
合計	118



8. 朗読・トークショーの内容について

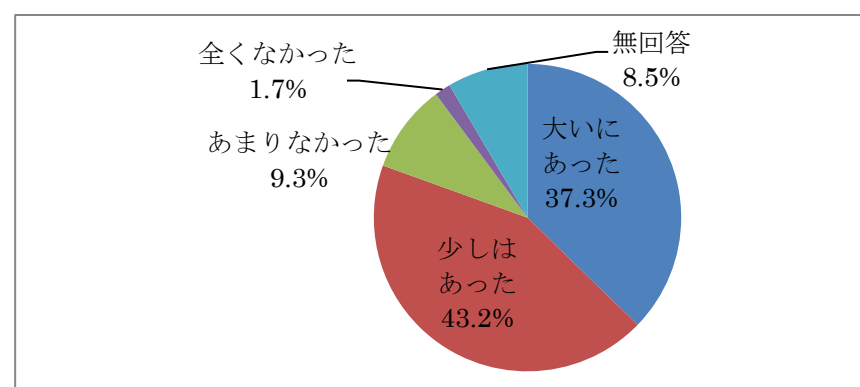
①よく理解できた	48
②理解できた	31
③やや難しかった	0
④難しかった	0
⑤無回答	39
合計	118



9. 今回のシンポジウム参加によるあなたの意識や行動の変化について

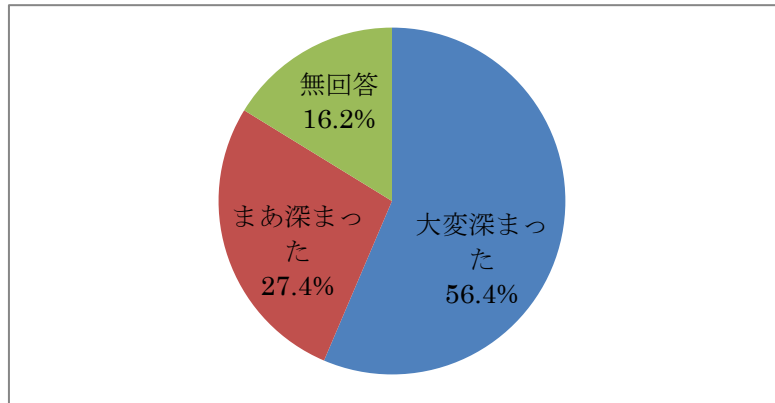
(1) シンポジウム参加以前のハンセン病に対する関心や理解

①大いにあった	44
②少しはあった	51
③あまりなかった	11
④全くなかった	2
⑤無回答	10
合計	118



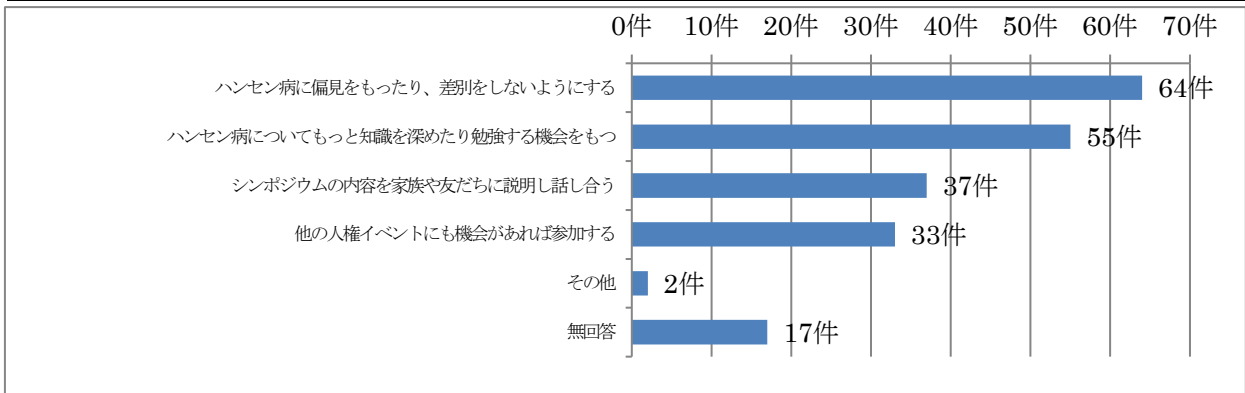
(2) シンポジウムを終えての、ハンセン病についての関心や理解の深まり

①大変深まった	66
②まあ深まった	32
③あまり深まらなかった	0
④全く深まらなかった	0
無回答	19
合計	117
※複数回答	1



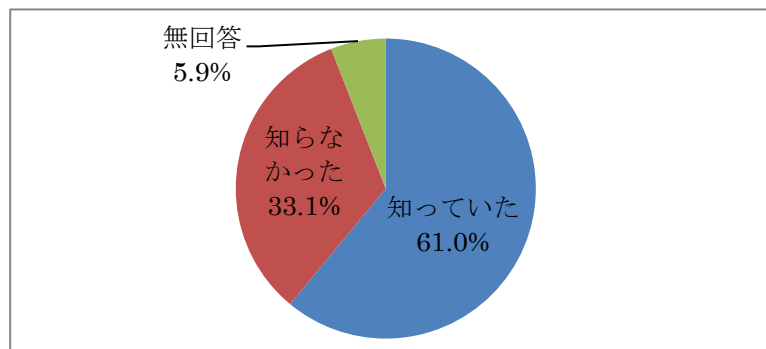
(3) シンポジウムに参加して、何か行動しようと思ったか（複数回答可）

①ハンセン病に偏見をもったり、差別をしないようにする	64
②ハンセン病についてもっと知識を深めたり勉強する機会をもつ	55
③シンポジウムの内容を友だちや家族に説明し話し合う	37
④他の人権イベントにも機会があれば参加する	33
⑤その他	2
⑥無回答	17
合計	208



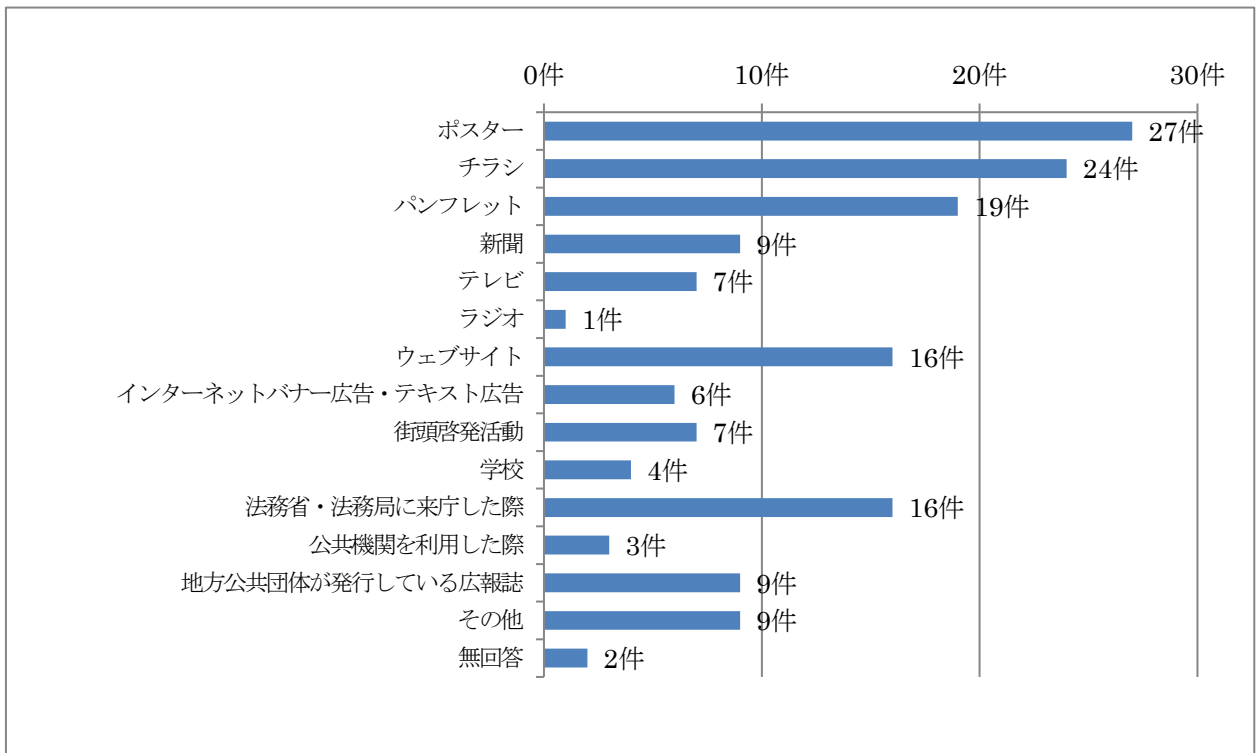
10. 本シンポジウムなど、国の人権擁護機関（法務省・法務局・人権擁護委員）が、広く人権啓発活動を行っていることを知っていたか。

①知っていた	72件
②知らなかった	39件
③無回答	7件
合計	118件



11. 「10」で「①知っていた」と答えた方のみ、どのようにして人権啓発事業を知ったか。

①ポスター	27
②チラシ	24
③パンフレット	19
④新聞	9
⑤テレビ	7
⑥ラジオ	1
⑦ウェブサイト	16
⑧インターネットバナー広告・テキスト広告	6
⑨街頭啓発活動	7
⑩学校	4
⑪法務省・法務局に来庁した際	16
⑫公共機関を利用した際	3
⑬地方公共団体が発行している広報誌	9
⑭その他	9
⑮無回答	2
合計	159



12. 本日のシンポジウムについてご意見など（自由記述） ※抜粋

- たいへん豪華な登壇者で非常に聴き応えがあった。この地方ではなかなか機会がない。できるだけ早くコーナーチューブに上げてほしい。
- ハンセン病を含めて偏見や差別はたくさんあると感じます。誰でも被害、加害者になりえます。偏見や差別がどうして生まれるのか。人の中にある感情や意識の仕組みを教えてください。例えば 人の深層心理の中：「知識不足」「自分と違う者への攻撃したい欲求」「優位にたちたい」「不安」「恐怖」「時代背景重なって」「無知」→差別偏見が生まれます。 という事がわかれば、学校で教えてもらえれば自分たちの差別、偏見意識を知り気をつけられるかも？ 差別偏見→誰でももっている感情なんだ、でも・これは差別だと知ること →人を傷つけ、恥ずかしいことなんだ・「それ差別だよ」と周りに言えること →知らないで傷つけている人、傷ついている人にも周りが知らせる、黙って見すごすことも偏見差別になる・遠い問題ではなく、身近な問題として人権を考える機会がほしい
- 私たちは平等であり、不平等であってはいけない。ただ、それには誠実に暮らさなければならぬ。それを、これからの子ども達に伝える義務を私たち大人が進めなくてはならないと強く思う。自分の考えを、自分の声で、素直に発言したい。(周りにどう思われても、私の気持ちは私のものだから)
- 古くて新しい問題といえる。一人一人の人権意識が大事
- 差別や偏見は個人個人がしっかりと真実と向き合わないとなかなかならないのでこのようなシンポジウムが全国で数多く展開される事を希望します。また、話だけでなく、今日のようにコンサートシンポジウムを入れて頂くのは大変わかり易くて良いと思いました。企画された方、ご苦労様でした。ハンセン病の事についてとてもよくわかりました。もっと知りたいと思いました。
- 無知が差別を引き起こす。情報公開は必要！都合の悪いことを隠すのは犯罪です。ハンセン病、AIDS しっかり！
- 徳田先生の差別・排除の直接の加害者は、地域住民・教師・子ども・・・の言葉、現在の様々な差別・排除につながる言葉。加害者責任について、どう啓発するか、人間のもつ差別意識。○黄さんのお話は、当事者だけに大変胸をうつ。自らのことを、きちんと話すことは、すごいことである。歌にして、思いを伝えることは素晴らしい。共感を覚える。◎本日、学んだことは、今後の啓発活動に大いに役に立った。○後半、時間に追われたのは残念。(席を立つ人が増える)
- 自分の中にある“差別意識”と向き合いつづけていくことが、真に人間らしい心を育てていく大切な点だと教えられました。
- 今回のシンポジウムでの知識をもっと深めていきたいと感じさせられました。とても良い経験になりました。
- 直接かかわってなくても自分はどうすべきかしっかり考えていきたい。
- とても良かったです。またこういう企画があれば参加したいです。子どもでもたのしく学べました。
- 黄さんや徳田先生のお話は大変考えさせられるものでした。原告の方の意見陳述の朗読は大変貴重で重いものでした。
- これまでハンセン病についてどの様な病気か、どの様な歴史が繰り返されてきたのかを学び、人権について深く考える事が出来ました。ハンセン病に限らず、差別される人が1人でも減る世の中にすべく1人1人が自覚をしっかりと持ち、行動をしていく事が大事なのではないだろうかと考えました。本日はハンセン病とそれに関わる人々について深く考える非常に良いシンポジウムでした。有り難う御座いました。
- 大変感銘しました。こんなにも心をゆさぶる講演会に参加できたこと、うれしく思いました。ハンセン病についてありきたりの知識しかなかったので、シンポジウムで自分の無知を感じさせられました。そして偏見というものについて改めてその罪深さを感じました。ありがとうございました。今日、体験者、研究者の声を聞いたので、私も学び続けたい(中江さんの主張) と思いました。
- ハンセン病について、患者、家族の方々の切実な声が聞こえたようで、理解が深まりました。偏見を抱かずに物事を見ていきたいと思いました。参加できて、大変よかったです。ありがとうございました。

- 本当に素晴らしいシンポジウムでした。知りたかった事がたくさん知る事ができました。また、名古屋での開催をお願いします。
- 救済という言葉の重さを改めて考える機会となりました
- ハンセン病はあまりよく知らなかったけど前から家族の事、名前（自分）の事も言えなかった、とてもつらかったと思った。人の風評がとてもこわいと思った。国ももっと前にやるべきだった
- みな無知が差別を引き起こすと思う。しっかり小、中学校で教科書にとりあげて教育してほしい。教育関係者、教員、公務員にも教育、周知してほしい。
- 思っていたより良かったので今後も少し勉強してみようと思った。今後の啓発に期待！
- 樹木希林さん主演の「あん」という映画をDVD でみたのが2年ほど前。（ハンセン病のことは学校で学んでいたかも知れないのに）お恥ずかしながら、その映画で初めて「ハンセン病」ということばを知りました。・共に生きる ～してあげるではなくもしかしたら自分が加害者になっていた（いる）かも・・・考えさせられました。
- 国の政策が悪い。諸悪の根源は国民市民よりもやはり国だろう（同じくらいマスコミにも責任がある）ハンセン病は特にそう思う。役人の中には頭脳明せきな人もいたはずなのに残念。
- ①救済は上から目線になる。②思いやり、やさしくしてあげる→外から壁をつくっている。①②に気をつけなければと感じた。たてまえで終わらせないよう、学び、努力が必要であると感じた。より添う、共に生きる。 反対にまだハンセン病だけでなく、障害者・同和も含めて、謙虚さも要求する自分がいる
- その当時にそこに行ったらひどいことをしていたのかなたぶんしていたんだろう正しい認識の必要性急務
- これからの啓発について考えていたのでヒントをもらえたように思う。
- ハンセン病についての理解も深まり、国が行ってきた間違いだらけの政策、差別を具体的に知り、ハンセン病だけではなく、多くの差別問題について考える機会を頂きました。帰宅後も、事件や裁判について調べてみようと思います。
- ハンセン病の療養所に2ヶ所見学に行き、自治会の方のお話や学芸員の方の話を聞きました。まだまだ差別・偏見というより病気の事をよく理解されていない事が多いのでその辺りを啓発活動を通じてできたら良いなと日々活動の中で考えています。
- 知らない事は怖いことだと強く思いました。誰が悪いとか悪くないとかではなくて、自分がどうするか考えることだと思います。何をしても誰かから批判される、自分の意見も発信しやすい今の時代にとにかくいろいろ思いました。
- ハンセン病元患者の側から、この問題を語ってもらうことで人権問題の内容（現実）がよくわかる。つまり、何か問題であるかの本質にせまることができる。
- 国が積極的に意識改善のための啓発を進め一人一人が幸福になる権利を保証する社会実現のため、市町村への説明責任を果たしていただきたい。「黄」さんのギター演奏と歌はとてもよかったです。
- 機会があれば黄さんに講演会に来てもらいたいと思った。弁護士先生のディスカッションがすごく良かった。
- 藪本さんのお話しにとっても心ゆさぶられました。もちろん黄さん→徳田さん→斉藤さんをうけてのお話ということもあります。映画「砂の器」がリメイクされ、ハンセン病を扱わなくなったのは時代的にそぐわないと思っていましたが藪本さんのお話をきいて見方が変わりました。
- お一人一人の言葉、発言内容に説得力があり重みがあった。
- ありがとうございました。
- ハンセン「病」を理解しても、差別はなくなるらない。
- トークショーの中で原告の陳述が聞くことができ、すごくよかったです。法廷はどうだったのでしょうか。原告はきっと聴き入って泣いていたかもしれないね。それでも裁判官の出した判決文は、「社会構造」とは徳田弁護士のお話がよみがえってきました。
- パネルディスカッションでありましたが、ハンセン病の差別問題について「今なお続いている」ことを認識し、当事者意識を持って、ハンセン病問題を理解したい。
- 40年前にある施設に友人とも行った。こんなに深い問題があつたとは思わず、招待された。関心がなかったけど、関心が出た。今、現在で言うと非正規職員と正規職員といわれるのも人権差別に

あたる。昔に比べて、住みにくい人権無視が広がっている。恐くて生きて行けない状態です。シングル father、mother が多いのも問題であり

- 本日のシンポジウムに大きな期待を寄せて参加させていただいた。黄さんの講演と歌に衝撃を受けました。とてもよい研修をさせていただき感謝しています。森法相、安倍総理はじめ日本のリーダーの方に生の声を是非聴いていただきたいと思います。
- 家族提訴で勝訴した後にも名のり出ることが出来ない人が多くいる現実を考えた時、今回のシンポジウムによる意識改革だけではこの先も長い時間を要するのではないのでしょうか。このような状況を作り出した国家の責任で、より強力に変化を生むような政策を進めさせる検討する必要があると思います。でも、そういうことでは元患者、家族の心を溶かすことはできないかも知れませんね。どうすればいいか、わかりません。(決してシンポジウムを否定しているわけではありません。念のため)
- 国がまず一番の加害責任者であるということ、そして私たちもその加害の一端を担っているということに登壇された方がきちんと行ってそれがとても良かったです。“差別はいけないよ”といううたい文句ではない部分をもっと伝えてくれるこのような形はとてもいいです。今まだヘイトが蔓延する世の中、それがどんどんエスカレートしています。草の根の気もち、訴えを大切にすることを今後もおねがいします。国のトップが人権意識ないので困りますね。
- ハンセン病については、病名しか知らなかったが、患者、家族の気持ちや差別、問題を知ることができた。自身の周りにいないので情報を自ら得るしか無いと感じた。会社内でも話をしたいと思った。差別は起る。止められないと思うが、どう回復させるかを考えなければ力を入れなければならないと感じた。今でも差別が残っていることにおどろいた。政府制作により差別が生まれたと聞いたが、本当にそうなのか疑問が残った。病気に関して国はなぜこんなに無知だったのか信じられなかった。(法を作るほどに。)昔だからか?ただ何を信じていいのかわからない不安になる。病気の原因が不明だったから?広がる前に隔離したのか。今のコロナウイルスと同じに感じる。
- 「ハンセン病に関する元患者、その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動」というテーマのシンポジウムであったが、今回のお話の中でいかに日本人はハンセン病患者(元患者)の実情や日本政府の政策についての知識が少ないかを感じた。私が長く居住していたハワイではこのレプロシー問題も含め差別などについては幼少期から学ぶ機会がとても多い。やはり日本は患者側からも「秘密、かくす」政府も「認めない(事実を)、かくす」などの感情が根づいていると思った。学ぶ機会を増やせば理解が深まるのは確かだ。
- 元ハンセン病の人々との交流してます。いまにおいて差別があり、そのことを政府はどう思うか。
- 考える時間となりました。
- 「ハンセン病」の問題と「部落差別」の問題は、見事に共通点があるように感じました。このような差別意識は日本だけの問題ではないと思いますが、特に日本における差別感情の原因の最大の特徴について教えてもらいたい。
- シンポジウムは有意義だと思いますが、参加する様な人はほんの少しです。あらゆる手段(TV、映画、ネット等)を利用して、理解を拡めてください。

◆ ◇ ◆ ◇ 広 報 内 容 ◇ ◆ ◇ ◆

1. 事前広報

(1) 関係機関等への広報用チラシの配布

人権シンポジウム in 名古屋の広報用チラシを制作、25,000部印刷し、525カ所へ送付の上、周知広報を行った。また人権教育啓発推進センターが発行する月刊誌「アイユ」にも同封し、全国の都道府県及び市区町村などに対して周知を実施した。(デザインイメージは、P51参照)

発送分

- a. 送付先： 「A. 主催及び関連団体」「B. 法務局・地方法務局」、「C. 全国のハンセン病療養所等」、「D. 企業関係」、「E. 自治体等」、「F. 後援団体」、「G. 登壇者」「H. 開催会場」、「I. 学校等」、「文化施設等」

- b. 送付時期： 令和元年12月下旬

人権シンポジウム in 名古屋 広報用チラシ配布内訳

No	送付先	1カ所の部数	配付先数	部数計	備考
A. 主催及び関連団体					
1	法務省人権擁護局	150	1	150	人権擁護局：50/記者クラブ：30/広報室：20/省内分庁：40/予備：10
2	厚生労働省	100	1	100	
3	文部科学省	100	1	100	
4	名古屋法務局	410	1	410	本局：150/10支局各20部：200/3出張所各20：60
5	開催地近隣地方法務局	100	3	300	津地方法務局、岐阜地方法務局、静岡地方法務局
6	人権センターが指定する場所	4,200	1	4,200	71同封分：4,100カ所+予備：100
7	人権教育啓発推進センター	1,000	1	1,250	発送予備分：250/センター：1,000
	小計		9	6,510	
B. 法務局・地方法務局					
8	全国の法務局・地方法務局	20	46	920	50-4(上記Aに含まれる4を除く)=46カ所
	小計		46	920	
C. 全国のハンセン病療養所等					
9	国立ハンセン病療養所	20	13	260	青森、宮城、群馬、東京、岡山×2、熊本、鹿児島×2(鹿屋、奄美)、
10	同 入所者自治会	20	13	260	香川、沖縄×2(沖縄、宮古)
11	国立ハンセン病資料館	20	1	20	東京(東村山)
	小計		27	540	
D. 企業関係					
14	全国の人権啓発企業連絡会	20	13	260	千葉、埼玉、滋賀、大阪、京都、兵庫、広島、香川、福岡、長野、鳥取、愛知、東京
	小計		13	260	
E. 愛知県内の自治体等					
15	愛知県人権啓発主幹部署	150	1	150	*開催県
16	愛知県教育委員会	80	1	80	*開催県教育委員会
17	名古屋市人権啓発主管部署	150	1	150	*開催都市
18	名古屋市教育委員会	80	1	80	*開催都市教育委員会
19	市町村人権啓発主管部署	80	53	4,240	*37市/15町/1村 ※名古屋市を除く
20	市町村教育委員会	80	53	4,240	*37市/15町/1村 ※名古屋市を除く
21	東海3県人権啓発主管部署	80	3	240	*岐阜、静岡、三重

22	東海3県教育委員会	80	3	240	*岐阜、静岡、三重
23	近隣政令指定都市人権啓発 主管部署	80	2	160	*静岡、浜松
24	近隣政令指定都市教育委員 会	80	2	160	*静岡、浜松
		小計	120	9,740	

F. 後援団体

25	26 団体中上記 E に含まれ る4 団体を除く 22 団体	30	22	660	中小企業庁/日本財団/愛知県/愛知県教育委員会/名古屋市/名古屋 市教育委員会/愛知県市長会/愛知県町村会/中日新聞社/朝 日新聞社名古屋本社/読売新聞中部支社/毎日新聞社中部本社/日 本経済新聞社名古屋支社/産経新聞社大阪本社/共同通信社名古屋 支社/時事通信社名古屋支社/NHK名古屋放送局/THK東海テ レビ放送/CBCテレビ/NBN名古屋テレビ放送/TVAテレビ 愛知/CBC ラジオ/東海ラジオ/FM AICHI/ZIP-FM/Radio NEO
		小計	22	660	

G. 登壇者

26	シンポジウム登壇者	30	5	150	
		小計	5	150	

H. 開催会場

27	東建ホール・丸の内	200	1	200	
		小計	1	200	

I. 名古屋市内の学校等

28	市立中学校	20	111	2,220	
29	国立中学校	20	2	40	
30	私立中学校	20	12	240	
31	市立高等学校	20	14	280	
32	県立高等学校	20	23	460	
33	国立高等学校	20	1	20	
34	私立高等学校	20	27	540	
35	大学等	30	34	1,020	
		小計	224	4,820	

J. 名古屋市内の文化施設等

36	図書館	20	21	420	
37	文化施設	20	33	660	
38	地区会館	20	6	120	
		小計	60	1,200	

総計	527	25,000
----	-----	--------

か所 部

(2) 新聞広告

① 中日新聞(朝刊) モノクロ半2段広告

掲載日 : 令和2年1月11日(土)

発行部数 : 2,400,000 部

② 中日新聞(朝刊) カラー一面突き出し広告

掲載日：令和2年1月18日（土）

発行部数：2,400,000部

(3) ウェブサイトへの広報記事掲載

- ① 人権センター・ウェブサイトのイベント情報コーナーに開催情報を掲載
※ 参考：<http://www.jinken.or.jp>
- ② インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を投稿、掲載
※ 全国及び開催地のイベントガイドなど計6サイトに掲載

(4) メールマガジンの配信

本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを配信

(5) 大型広報

- ① GoogleDisplayNetwork、YahooDisplayadNetwork を使用し、名古屋市内エリアを対象に集客用のバナー広告画像を配信。
※ 5,072 クリック（想定クリック数 5,000）
- ② t witter の広告を使用し、愛知県エリアを対象に集客用のバナー広告を配信。
※ 2,395 クリック（想定クリック数 2,400）
- ③ 名古屋市内に新聞折り込み広告を実施。
※ 150,000 部を配布
- ④ 名古屋市の中学校、高校にDM とFAX にて情報を配信。
- ⑤ 名古屋市内に新聞折り込み広告を実施。 ※ 追加
※ 100,000 部を配布（50,000×2回）

(6) その他の広報

- ・えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー津会場にてチラシ配布
- ・公益財団法人あいち男女共同参画財団内ライブラリーにてチラシ配架
- ・人権啓発担当者向け実践講座東京会場にてチラシ配布
- ・渋谷ハンセン病映画祭にてチラシ配布
- ・朝日新聞（朝刊）パブリシティ
- ・毎日新聞（朝刊）パブリシティ
- ・名古屋市のマスメディアにFAX にて開催案内送付
- ・アイユ12、1月号に掲載

2. 実施内容の周知

来場できなかった多くの人々にも啓発の促進を図るため、シンポジウムの実施内容について、以下の各種媒体を活用し実施内容を周知した。

「採録記事」広報 ※エリア 全国

(1) 毎日新聞全国版朝刊

掲載日： 令和2年3月7日（土）東京、中部、北海道／令和2年3月8日（日）大阪、西部

判型等： モノクロ 15 段広告

部数： 2,435,647 部

(2) 読売新聞オンライン

掲載日： 令和2年3月3日（火）～令和2年3月30日（月）

掲載面： トップ／ニュースページ

(3) ニュースリリース（採録記事の掲載を依頼）

配信日： 令和2年3月6日（金）

配信先： 170 媒体 ※ニュース系サイト中心

◆ ◆ ◆ ◆ 関連資料等 ◆ ◆ ◆ ◆

1. 広報用チラシ

●人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病に関するシンポジウム

令和2(2020)年 2.1(土) 13:30~17:00

～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族が
おかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

基調講演(45分) ※時間は予定、以下向じ。

- 語りと歌「母親がハンセン病だった」
黄光男 さん (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)
- パネリスト
黄光男 さん (弁護士/ハンセン病家族訴訟弁護団代表)
徳田 靖之 さん (毎日新聞大阪本社制作技術局長)
飯本 雅子 さん (フリーアナウンサー)
- コーディネーター
坂元 茂樹 (公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事)

基調報告/パネルディスカッション(50分/40分)

- 朗読
中江 有里 さん (俳優/文筆家)
- 進行
飯本 雅子 さん

会場 東建ホール・丸の内
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1番33号

問合せ先
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム in 名古屋」事務局
TEL 03-5777-1802 (代表)
FAX 03-5777-1803
E-mail nagoya2019@jinken.or.jp

人権シンポジウム in 名古屋
ハンセン病に関するシンポジウム

参加申込書 令和2(2020)年 2月1日(土)

●左のQRコードを読み取るとWEB受付フォームが表示されます。

上記ウェブフォーム又はFAXでお申し込みください。FAXでお申し込みの場合は、下の記入欄に必要事項を御記入の上、FAXしてください。

※Eメール、電話でのお申し込みも受け付けます(表裏の「問合せ先」を参照)。FAXでの参加申込書の記入欄と内容の照合をおこなってください。

会場 東建ホール・丸の内
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1番33号

参加申込書 (事前申込制/先着順)

FAXでの申込み **FAX 03-5777-1803**

団体(法人名等) 部署名(部・課等)		
申込者氏名		
郵連絡先	TEL	FAX
	Eメール	

情報提供 当センターでは、人権に関する各種資料の制作、販売、研修会・各種イベント等に関する情報をメールで配信しています。情報提供を希望されない方は、次の欄にチェックしてください。

※参加申込時に記入いただいた個人情報は、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

【事前申込み締切日】1月31日(金)16:00まで ※先着順 / 空席がある場合は、当日の参加も可能です。(受付にてお申し出ください。)

【入場券について】 参加申込み受付後、約2週間以内に、参加整理券をFAX又はEメール等でお送りします。シンポジウム当日は、参加整理券を受付にて御提出ください。

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 名古屋」事務局
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802 / E-mail nagoya2019@jinken.or.jp

「育てよう 思いやりの心」へのお手紙
人権に関する図書、DVD等資料、無料お貸し出しの場、
人権ライブラリーまでお問い合わせください
http://www.jinken-library.jp

Tel 03-5777-1919 / Fax 03-5777-1954

○ 判型等： A4 / カラー (表面) ・ モノクロ (裏面) ○ 印刷部数： 25,000 部

2. パナー広告

・ GoogleDisplayNetwork

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病に関するシンポジウム

令和2年 2.1(土) 参加無料

語りと歌「母親がハンセン病だった」
黄光男 さん (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)

朗読・トークショー 中江 有里 さん (俳優、文筆家) など

東建ホール・丸の内 法務省・全国人権擁護委員連合会

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病に関するシンポジウム

令和2年 2.1(土) 参加無料

語りと歌「母親がハンセン病だった」
黄光男 さん (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)

朗読・トークショー 中江 有里 さん (俳優、文筆家) など

東建ホール・丸の内 法務省・全国人権擁護委員連合会

• YahooDisplayadNetwork

人権シンポジウム in 名古屋

人権イメージキャラクター
人KENまる君

ハンセン病

に関するシンポジウム

令和2年 **2.1** 参加無料

語りと歌
「母親がハンセン病だった」
黄光男 さん (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)
朗読・トークショー 中江 有里 さん (俳優、文筆家) など

東建ホール・丸の内 **法務省・全国人権擁護委員連合会**

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病

に関するシンポジウム

令和2年 **2.1** 参加無料

東建ホール・丸の内 **法務省・全国人権擁護委員連合会**

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病

に関するシンポジウム

令和2年 **2.1** 参加無料

東建ホール・丸の内 **法務省・全国人権擁護委員連合会**

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病

に関するシンポジウム

令和2年 **2.1** 参加無料

13:30-17:00 (開場12:30)

東建ホール・丸の内

語りと歌
「母親がハンセン病だった」
黄光男 さん (ハンセン病家族訴訟原告団副団長)
朗読・トークショー
中江 有里 さん (俳優、文筆家) など

人権イメージキャラクター
人KENまる君

東建ホール・丸の内 **法務省・全国人権擁護委員連合会**

• Twitter

法務省人権擁護局 @MOJ_JINKEN

#ハンセン病 に関する #シンポジウム を2月1日に名古屋市で開催します！ #ハンセン病家族 訴訟原告団副団長の黄光男さんの語りと歌を聞いて、偏見・差別を根絶するためには何が必要か、一緒に考えてみませんか？俳優で文筆家の #中江有里 さんによる朗読・トークショーもあります！是非お越しください！

人権シンポジウム in 名古屋

ハンセン病

に関するシンポジウム

～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

令和2年 **2.1** 参加無料

13:30-17:00 (開場12:30)

東建ホール・丸の内

名古屋市中区丸の内2丁目1番33号 **法務省・全国人権擁護委員連合会**

- 基調講演 ● 基調報告
- パネルディスカッション
- 朗読・トークショー

参加費無料！申込みはこちらから
reg18.smp.ne.jp

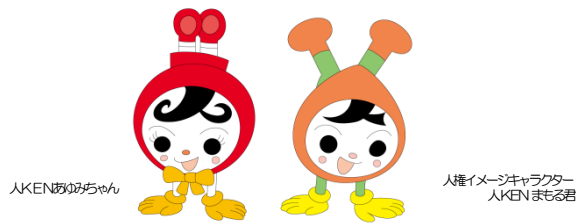
午後4:20 · 2019年12月24日 · Twitter for Advertisers

◆ ◇ ◆ ◇ これまでの実績 ◇ ◆ ◇ ◆

法務省委託事業シンポジウム ※ 平成23 (2011) 年度～令和元 (2019) 年度


年 度	開 催 日	タイトル	内 容
平成23 (2011)	平成23 (2011) 10月23日 (日)	人権シンポジウムin 東京	震災と人権 ～私たちに出来ること～
	平成24 (2012) 年1月22日 (日)	人権シンポジウムin 大阪	震災と人権 ～私たちに出来ること～
	平成24 (2012) 年2月11日 (土・祝)	人権シンポジウムin 仙台	震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～
平成24 (2012)	平成24 (2012) 年7月28日 (土)	人権シンポジウムin 盛岡	震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～
	平成24 (2012) 年10月28日 (日)	人権シンポジウムin 東京	性の多様性を考える ～性的指向と性同一性障害～
	平成24 (2012) 年11月3日 (土・祝)	人権シンポジウムin 福岡	震災と人権 ～私たちにできること～
	平成25 (2013) 年1月19日 (土)	人権シンポジウムin 福島	震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～
平成25 (2013)	平成25 (2013) 年8月31日 (土)	人権シンポジウムin 石巻	震災と人権 ～一人一人の心の復興を目指して～
	平成25 (2013) 年10月20日 (日)	人権シンポジウムin 東京	インターネットと人権 ～今、ネットで何が起きているのか～
	平成26 (2014) 年1月11日 (土)	人権シンポジウムin 神戸	震災と人権～阪神・淡路大震災から「心の復興」を学ぶ～
	平成26 (2014) 年1月26日 (日)	人権シンポジウムin 長崎	子どもと人権 ～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～
平成26 (2014)	平成26 (2014) 年9月27日 (土)	人権シンポジウムin いわき	震災と人権 ～真の心の復興・生活再建を目指して～
	平成26 (2014) 年11月15日 (土)	人権シンポジウムin 大阪	外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～
	平成27 (2015) 年1月10日 (日)	人権シンポジウムin 東京	震災と人権 ～被災者の方々の心に寄り添う復興のために～
平成27 (2015)	平成27 (2015) 年7月20日 (月・祝)	ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』 鹿児島会場	
	平成27 (2015) 年9月12日 (土)	人権シンポジウムin 北九州	震災と女性 ～女性の人権に配慮した防災・復興の形とは～
	平成27 (2015) 年12月4日 (金)	人権シンポジウムin 東京	真のユニバーサル社会を目指して ～障害のある人と人権～
	平成28 (2016) 年1月16日 (土)	人権シンポジウムin 郡山	子どもの権利に配慮した復興を目指して
平成28 (2016)	平成28 (2016) 年7月21日 (木)	ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』 高松会場	
	平成28 (2016) 年9月10日 (土)	人権シンポジウムin 仙台	東北の『みらい』を見据えて-若者たちが発信する復興支援-
	平成28 (2016) 年11月11日 (金)	人権シンポジウムin 東京	「性的マイノリティ (LGBT) と人権 -多様な性の在り方について考える-
	平成29 (2017) 年1月28日 (土)	人権シンポジウムin 名古屋	「震災と高齢者-高齢者の人権に配慮した防災・復興の形とは」

平成29 (2017)	平成29 (2017) 年8月26日 (土)	ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』那覇会場	
	平成29 (2017) 年10月28日 (土)	人権シンポジウムin 東京	震災と子どもの人権 ～いま、私たちにできる支援について考える～
	平成30 (2018) 年1月27日 (土)	人権シンポジウムin 広島	外国人と人権 ～違いを認め合う共生社会をめざして～
平成30 (2018)	平成30 (2018) 年7月21日 (土)	ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』青森会場	
	平成30 (2018) 年11月10日 (土)	人権シンポジウムin 高知	「震災と人権」人権に配慮した被災者支援・避難所運営の在り方ー私たちにできることー
	平成30 (2018) 年12月1日 (土)	世界人権宣言・人権擁護委員制度 70周年記念シンポジウム	
	平成31 (2019) 年1月19日 (土)	インターネットと人権フォーラム	インターネットと人権～あなたの子どもを加害者にさせないために～
令和元 (2019)	令和元 (2019) 年8月31日 (土)	ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場	
	令和元 (2019) 年9月29日 (日)	人権シンポジウムin 札幌	「震災と人権」人権的観点から被災地支援・避難所運営を考える
	令和元 (2019) 年10月29日 (火)	人権シンポジウムin 東京	企業と人権 ～今、企業に求められるもの～
	令和2 (2020) 年2月1日 (土)	人権シンポジウムin 名古屋	「ハンセン病に関するシンポジウム」ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動



人権イメージキャラクター人 KEN まもる君と人KEN あゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんのデザインにより誕生しました。2人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地の人権啓発活動で活躍しています。




令和元年度法務省委託
人権シンポジウム in 名古屋
「ハンセン病に関するシンポジウム」
ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
人権シンポジウム in 名古屋事務局
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>  @Jinken_Center

YouTube 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
YouTube 「法務省チャンネル」 <https://www.youtube.com/MOUchannel>

人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>
※ 人権教育啓発推進センター併設

法務省人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

   法務省人権擁護局で検索！